

八尾市 教育振興基本計画

計画期間：令和 3 年度（2021 年度）～令和 10 年度（2028 年度）

～ 認め合い とともに生き
未来を切り拓く八尾の教育～

令和 3 年(2021年)3 月

八尾市教育委員会

認め合い とともに生き 未来を切り拓く八尾の教育をめざして

子どもたちが生きていくこれからの社会は、グローバル化、超スマート社会、人工知能等をはじめとする技術革新など、変化が激しく予測困難な社会と言われており、また、いじめや不登校の増加、子どもの貧困の問題などの様々な課題がある中で、教育の果たす役割はますます重要となり、教育のあり方そのものも一層の進化が求められています。

さらに、新型コロナウイルス感染症により、一層先行き不透明となる中、私たち一人ひとり、そして社会全体が、答えのない問いにどう立ち向かうのかが問われており、こうした社会に対応するためにも、自ら課題を発見し、解決することができる「生きる力」などを育み、誰一人取り残さない、誰一人残されない教育行政を展開していく必要があります。

八尾市教育振興基本計画は、これからの時代における本市教育の基本理念やめざすべき教育の方向性を示すとともに、学校教育と社会教育が連携を深め、現行計画を継承・発展させた教育全体の基本計画です。

予測困難な時代においても、生涯にわたって互いの人権や個性を尊重し認め合い、すべての人がともに学び、自他を高め、支え合って生きていく力をさらに育んでいくことにより、一人ひとりが自分の可能性を信じ、夢に向かって自らの人生を切り拓いていってほしい。

そして、学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で未来を担う子どもの成長を支え、力を合わせて八尾の未来をつくっていききたい。

八尾市教育振興基本計画は、こうした願いを込めて策定しました。

未だ新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中ではありますが、新しい生活様式の定着を図りつつ、ＩＣＴの利活用等、時代の変化に対応し、教育委員会と市長部局が一体となって取組みを進めるとともに、学校、家庭、地域、各種団体など多様な主体と連携・協力し、社会全体で、本計画の理念の実現をめざし、取組みを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、八尾市教育振興基本計画審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提案を頂戴しました多くの皆様方に心よりお礼を申し上げますとともに、本計画の推進に、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年（2021年）3月

八尾市教育委員会

目 次

第 1 章	教育振興基本計画の策定にあたって.....	1
1	計画策定の趣旨.....	1
2	計画の位置づけ.....	2
3	計画の対象.....	2
4	計画期間.....	2
第 2 章	教育をめぐる現状等.....	3
1	教育を取り巻く動き.....	3
2	これまでの取組み状況と課題.....	8
第 3 章	本市の教育のめざす方向.....	19
1	基本理念.....	19
2	基本方針.....	20
3	計画の体系.....	22
第 4 章	施策の展開.....	24
基本方針 1	夢に向かってチャレンジし、未来を切り拓く力を育成します.....	24
基本方針 2	学びを支えるセーフティネット*を構築します	34
基本方針 3	生涯にわたって学びを重ね、人生を豊かに生きられる環境を整えます .	38
基本方針 4	地域とともに、社会の変化に応じた教育環境をつくります.....	44
第 5 章	計画の推進.....	50
1	連携協力の推進.....	50
2	進行管理及び公表.....	50

資料編 51

1	統計データ.....	51
2	八尾市教育振興基本計画審議会規則.....	54
3	八尾市教育振興基本計画審議会委員名簿.....	56
4	八尾市教育振興基本計画の策定経過.....	57
5	第2期八尾市教育大綱8つの方針.....	58
6	参考指標.....	61

用語解説 65

※第3章・第4章の「計画の体系」や「施策の展開」の内容については、令和2年度（2020年度）時点における教育委員会事務局各課で担っている事業等に基づいて記載しています。なお、令和3年度（2021年度）組織機構の見直しにより、「スポーツに関すること」、「文化財の保護に関すること」については、市長部局で管理・執行することとなりました。

※本文中に「＊」をつけている用語は、65ページからの用語解説を参照してください。

※本市では、平成31年（2019年）4月より、これまでの「小学校」、「中学校」に加えて、新たな学校種である「義務教育学校」が開校したことから、本計画に掲載のグラフ中に示す「令和元年度」の「小学校」「中学校」には、「義務教育学校前期課程」「義務教育学校後期課程」をそれぞれ含みます。

1 計画策定の趣旨

平成 24 年（2012 年）3 月に令和 2 年度（2020 年度）までの 9 年間を計画期間とした「八尾市教育振興計画」を策定し、基本理念である「人権と共生の 21 世紀を担う人間の育成」のもと、めざす子ども像「未来を切り拓く チャレンジする『八尾っ子』」の育成をめざして、取組みを進めてきました。

この間、少子高齢化やグローバル化*、絶え間ない技術革新等、社会情勢が急速に変化する予測困難な時代となっており、「生きる力*」をさらに伸ばし、夢や志を持ちつつ、社会の激しい変化に対応し、自立して主体的に社会に関わり、未来に向けて新たな価値*を創造できる力を育むことが重要です。

また、学校・家庭・地域が相互に連携・協働し、人々との関わりによる学びを充実・発展させることや、人生 100 年時代*をより豊かに生きるため、生涯にわたる学びを通して、自らの可能性を最大限に伸ばし、学びの成果を教育活動や地域社会など様々な場面で発揮して、地域社会全体で子どもを見守り育む環境づくりや、一人ひとりが夢や生きがいを持ち、誰もが活躍できる社会の実現が望まれます。

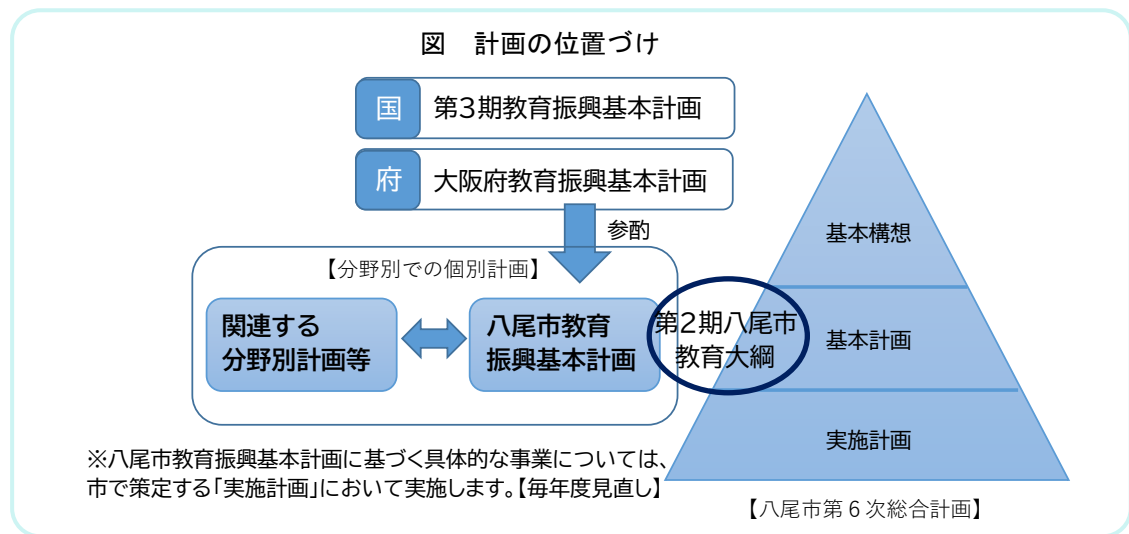
加えて、新型コロナウイルス感染症（COV I D - 19）の世界的大流行の影響により、私たちの生活は大きな変化を余儀なくされ、社会全体で「新しい生活様式*」への対応が求められています。

こうした新たな教育課題への対応が求められる中、令和 2 年度（2020 年度）で後期計画の期間が終了することから、社会状況の変化や国の動向、これまでの本市の教育施策の取組み状況と課題等を踏まえ、これからの時代における本市教育の基本理念やめざすべき教育の方向性を示すとともに、学校教育と社会教育が連携を深め、教育に関する施策を総合的・計画的に進めていくことを目的として、「八尾市生涯学習・スポーツ振興計画」と「八尾市図書館サービス計画」の趣旨を包含するなど現行計画を継承・発展させた「八尾市教育振興基本計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づく、「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 に基づく「第 2 期八尾市教育大綱」を踏まえて策定します。

また、本計画は、本市のあるべき姿と進むべき方向性についての基本的な指針である「八尾市第 6 次総合計画」、「第 2 次八尾市人権教育・啓発プラン」や「八尾市こどもいきいき未来計画」等の関連する分野別計画等と連携を図り、教育施策を推進します。



3 計画の対象

本計画は、本市の教育行政に係る基本的な計画であり、幼児教育、小学校、中学校、義務教育学校の学校教育及び生涯学習を対象範囲とします。

4 計画期間

計画期間は、令和 3 年度（2021 年度）から令和 10 年度（2028 年度）までの 8 年間とし、総合計画の見直しのほか、教育関係法令の改正や社会情勢の変化など必要に応じて見直しを行うこととします。

年度	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
総合計画	基本構想							
	前期基本計画				後期基本計画			
教育大綱								
教育振興 基本計画	前期計画				後期計画			

1 教育を取り巻く動き

《社会状況の変化》

○人口減少と少子高齢化の進行

我が国の人口は、平成20年（2008年）をピークとして減少傾向にあり、令和12年（2030年）にかけて20代、30代の若い世代が約2割減少するほか、65歳以上の人が我が国の総人口の3割を超えるなど生産年齢人口の減少が加速することが予測されています。

こうした人口構成の変化が社会や市民の生活に与える影響を踏まえると、子どもや働き盛りの世代の人々、そして高齢者がそれぞれの能力を活かし、力を合わせて、豊かで安心して暮らせる地域や社会を次代に引き継ぐことができるよう、環境の整備に努めることが重要です。

○地域コミュニティの希薄化

人々の付き合いが疎遠になるなど、地域コミュニティの弱体化が指摘されており、身近な地域での助け合いが少なくなり、困難を抱えた親子などが地域で孤立化するという深刻な状況が危惧されています。子どもの社会性や自立心などの育ちをめぐる課題に社会全体で向き合い、親子の育ちを支えていくことが重要です。

○子どもの貧困

我が国では、子どもの7人に1人が貧困の状態にあると言われており、先進国の中でも高い貧困率になっています。子どもの将来が、生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会の均等を図ることが重要です。

○人生 100 年時代*や超スマート社会（Society5.0）*の到来

誰もが幸せに、いつまでも生きがいを持って健康的な生活を送るためには、一生涯学び続けられること、何歳からでも学び直しができること、地域とのつながりを持ち活躍できる場所があることが重要であり、人生 100 年時代*を見据えた生涯学習の仕組みづくりが求められています。また、超スマート社会*の到来が予測されるなか、様々な分野で人工知能（AI*）技術の活用が始まっています。

複雑化する時代を生きる子どもたちが、自分の将来に夢や希望を持って主体的に社会に関わり、自ら未来を切り拓いていくためには、知識や情報、技術を活用する力、人間関係を形成する力、自律的に行動する力など、これからの社会を生き抜くために必要な基礎となる能力の育成が求められています。

○情報リテラシー*教育の必要性の高まり

スマートフォンに代表される情報通信機器の普及で、暮らしが便利になる一方で、インターネット依存やSNS*をきっかけとしたいじめやトラブルなど、様々な課題も生じており、情報モラル*を含む情報リテラシー*教育の必要性が高まっています。

○グローバル化*の進展とSDGs*

経済活動が地球規模に広がり、私たちの生活は、海外の国や地域で起こる事象に、様々な形で影響を受けるようになっていきます。インターネットを通じたコミュニケーションが広く普及した現在、個人のレベルでも、距離や時間的な隔たりを乗り越え、文化的な背景や言語の異なる人々と交流する機会が、飛躍的に拡大しました。こうした社会の急速なグローバル化*の進展の中で、国際共通語である英語力の向上は日本の将来にとって極めて重要であることから、とりわけ英語教育の充実とともに、異なる文化を理解し尊重する心や態度を身につける必要があります。

これまで成長一辺倒だった社会の価値観に対して、持続可能性という考え方が重視されるようになっていきます。国は平成 28 年（2016 年）に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定し、持続可能で強靱な、誰一人取り残さない、誰一人取り残されない社会の実現に向けた取組みを推進しています。

SDGsの17の目標を示したロゴ



○新型コロナウイルス等の感染症や自然災害等のリスクを踏まえた学びの継続

新型コロナウイルス感染症の世界的大流行は、人々の生命や健康に対する重大な脅威となっただけではなく、日本でも令和2年（2020年）4月7日に「緊急事態宣言」が発出され、外出自粛やイベント開催・施設使用の制限等、国民生活や経済にも大きな影響を与えました。

その後、「緊急事態宣言」は解除されましたが、大阪府を含む一部の地域で令和3年（2021年）1月に再発令され、引き続き感染拡大防止対策等に取り組みながら、「新しい生活様式*」に対応した社会活動等が求められています。

また、今世紀前半にも南海トラフ地震の発生が懸念されているなど巨大地震や風水害等の災害リスクの高まりも懸念されています。

このように今後様々な危機的状況が想定される中でも、持続的な学校運営や生涯学習・社会教育の学習機会の確保など、出来る限り様々な教育活動が継続できるような取組みが求められています。

《関係法令・計画等の動き》

○社会教育法の改正（平成 29 年（2017 年） 3 月）

地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動*」を実施する教育委員会において、地域住民等と学校との連携協力体制を整備することや、地域住民等と学校の情報共有や助言などを行う「地域学校協働活動推進員」の委嘱に関する規定が整備されました。

○第 2 期スポーツ基本計画の策定（平成 29 年（2017 年） 3 月）

平成 29 年（2017 年）3 月に、第 2 期スポーツ基本計画が策定され、中長期的なスポーツ政策の基本方針として、「①スポーツで「人生」が変わる」、「②スポーツで「社会」を変える」、「③スポーツで「世界」とつながる」、「④スポーツで「未来」を創る」が掲げられました。

また、スポーツを「する」「見る」「ささえる」といった多様な形での「スポーツ参画人口」を拡大し、人々がスポーツの力で人生を楽しく健康で生き生きとしたものとし、活力ある社会と絆の強い世界を創るという「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むことが示されました。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正（平成 29 年（2017 年） 4 月）

平成 27 年（2015 年）12 月に取りまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」を踏まえ、「学校運営協議会*」設置の努力義務化やその役割の充実などを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されました。

○学習指導要領の改訂（平成 30 年度（2018 年度）から移行期間）

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身につけられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図ることが示されました。

○第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画の策定（平成30年（2018年）4月）

平成30年（2018年）4月に、第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画が策定され、主な方策として、「家庭での読書の習慣付けの重要性の理解促進」、「学習指導要領を踏まえた読書活動の推進」、「読書習慣の形成、読書の機会の確保」、「学校図書館の整備・充実」、「図書館資料、施設等の整備・充実」、「図書館における子供や保護者を対象とした取組の企画・実施」、「司書・司書補の適切な配置・研修の充実」、「学校図書館やボランティア等との連携・協力」などが示されました。

○第3期教育振興基本計画の策定（平成30年（2018年）6月閣議決定）

平成30年（2018年）6月に「第3期教育振興基本計画」が閣議決定され、令和12年（2030年）以降の社会の変化を見据えた教育政策のあり方や、教育を通じて生涯にわたる「可能性」と「チャンス」の最大化に向けた視点と、教育政策を推進するための基盤に着目し、以下の5つの方針により取組みが整理されました。

【今後の教育政策に関する基本的な方針】

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を^{けんいん}牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

○学校における働き方改革*に関する答申（平成31年（2019年）1月）

教職員の長時間勤務の実態を踏まえ、平成31年（2019年）1月に中央教育審議会により、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」が取りまとめられました。

答申においては、学校における働き方改革*を推進するにあたっての総合的な方策が提言され、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行えるようにするために、学校における働き方改革*が求められています。

2 これまでの取組み状況と課題

本市において、平成 28 年（2016 年）3 月に策定した「八尾市教育振興計画後期計画」は、4 つの基本方針と 16 の取組みで構成しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づき、毎年、その取組み状況等について、学識経験者の知見も活用して点検及び評価を実施し、事業の見直し等につなげてきました。

こうした教育委員会の点検・評価や市の行政評価、社会状況の変化等も踏まえた各基本方針のこれまでの取組み状況と課題は、以下のとおりとなっています。

（１）教育振興計画後期計画の基本方針 1

幼児教育の充実に取り組みます

幼児教育の充実については、各幼稚園独自の特色ある取組みの推進を図り、関係機関や地域との連携を進めるなど、基本方針に沿った事業を展開してきました。

幼児教育内容の充実

取組み状況

- 市立幼稚園に対して、毎年 30～50 回前後の園内保育研究会に指導主事等を派遣し、教育内容の充実や指導方法の工夫・改善についての指導・助言を行い、教職員の資質向上を図りました。

課題

- 家庭・地域の理解・協力を得ながらさらなる就学前教育・保育の質の向上をめざすには、保育者の経験年数や幼児教育をめぐる課題等に応じた計画的な研修企画と、教育・保育改善のための話し合いの機会の充実が必要です。
- 就学前教育と小学校教育の円滑な接続のために、保育者と小学校教員が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の具体的な姿を共有し、小学校入学以降の学習における指導計画や指導方法に活かす取組みの工夫が求められています。
- 家族形態の変化や、都市化の進展等により地域社会とのつながりが少なくなるなど、子育て環境が大きく変わってきているため、子育てや家庭教育を支えるための取組みが求められています。

幼児教育環境の整備

取組み状況

- 教育・保育実践の手引きの活用をはじめ、幼保こ小合同研修会、小学校一斉授業見学（体験）の実施等により、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る取組みを進め、幼児教育の充実につなげることができました。
- 平成 29 年度（2017 年度）に奈良教育大学と連携協定を結び、認定こども園開園に向けた教育・保育の研究について、指導・助言をいただくことで、教育・保育の質の向上を図りました。
- 市立幼稚園の認定こども園への再編については、公立認定こども園5園を平成 31 年（2019 年）4 月に開園し、望ましい集団規模による就学前児童への質の高い教育・保育環境を確保しました。

課題

- 幼保連携型認定こども園教育・保育要領等や新学習指導要領においても幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の重要性が示されており、認定こども園、幼稚園及び保育所等から小学校へと教育が円滑に接続されるよう、さらなる関係機関の連携強化が必要です。

(2) 教育振興計画後期計画の基本方針 2

学校教育の充実に取り組みます

学校教育全体を通して、規範意識やマナー、自他の人権を尊重する意識と態度を育てるとともに、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成や、家庭や地域社会との連携を進め、開かれた学校づくりの推進を図るなど、基本方針に沿った事業を展開し、特色ある学校づくりを進めました。

確かな学力の育成

取り組み状況

- 学力向上の取り組みとしての3本柱（主体的・対話的で深い学びを実現する授業づくり、ことばの力の育成、自学自習力の育成）を設定したうえで、学力向上担当者会や公開授業研究会などの研修、教育フォーラムの実施、また放課後学習会や学習サポーターの支援など様々な取り組みを進め、学力向上の推進を図ることができました。
- 平成29年度（2017年度）に策定した「八尾市小中一貫教育基本方針」に基づき、中学校区ごとに「めざす子ども像」や3カ年にわたる推進計画を策定し、義務教育9年間を見通した「学習意欲の向上」「豊かな人間性や社会性の育成」に向けた取り組みを推進する体制が確立しました。

課題

- 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善とカリキュラム・マネジメント*の確立が求められています。
- グローバル化*の進展や情報社会、超スマート社会*、AI*の進化など新しい社会の到来に対応した次世代の教育への対応が重要です。
- 児童・生徒、教職員はもとより、保護者や地域が小中一貫教育*推進の成果を実感できるよう、教職員が義務教育9年間を見通した教育課程の全体像を把握のうえ、系統性・連続性を一層強化した教育活動を実践することが必要です。

豊かな心の育成

取組み状況

- 道德教育を基盤とし、一人ひとりに豊かな人間性を育むため、すべての教育活動において心の教育の充実を図りました。
- 各学校園では、体験活動や地域との交流、ゲストティーチャー*の活用等を通して心の教育・道德教育の充実を図り、子どもや地域の実態に応じた特色ある学校園づくりを推進しました。
- 市内学校園から研究学校園を委嘱し、学校園の取組みを支援することで、自他の命を大切にする子どもの育成をめざす教育の充実を図りました。

課題

- いじめや虐待、不登校など複雑化・多様化する課題に対する生徒指導等が求められています。
- 他者を思いやり、自己肯定感*や自尊感情*をもち、人間関係を築くことのできる資質の育成が求められています。

健やかな体の育成

取組み状況

- 小学校3年生で行うブラッシング指導と連携した給食後の歯みがき指導により、基本的な生活習慣の確立につなげました。また、体力向上実践事例集等の活用や専門的な知識や技術のある中学校体育科教員との連携の強化、さらには体力づくり推進計画の作成等により、各学校の実態に応じた体力向上の取組みを推進することができました。
- 八尾河内音頭まつりでの食育*ブース設置、八尾スクール食育ネットの運用や給食献立コンテストなど、様々な機会をとらえて啓発活動を実施し、食育*の推進を図りました。
- 小学校給食については、適切かつ円滑な管理・運営を行い、安心・安全な学校給食を提供することができました。また、中学校給食については、平成27年度（2015年度）から選択制給食を実施し、配膳室等の施設・設備の維持管理や業務委託等の円滑な管理・運営を行いました。

課題

- 児童・生徒一人ひとりが生涯にわたって健康かつ豊かな生活を送るため、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果や各種統計資料などの分析に基づく取組みが必要です。
- 学校給食のあり方について、昨今の社会情勢や他自治体の動向等を踏まえ、本市の児童・生徒やその保護者の状況等に応じた検討が必要です。

家庭や地域社会との連携

取り組み状況

- 地域とともに多くの避難・防災訓練を実施し、また関係機関と連絡調整しながら地域に開かれた学校づくりを目的とした土曜スクールを行うことで、学校と地区福祉委員会や学校評議員、PTAなどが連携し、家庭や地域社会とのつながりを深める取り組みを進めることができました。

課題

- 地域社会全体で子どもを育むための体制整備や、地域等との様々な分野での連携・協働の推進にあたり仕組みの構築やコーディネーターの位置づけが必要です。

学校園における人権教育の推進

取り組み状況

- すべての人の人権を尊重する視点に立ち、教職員人権研修の企画・運営及び指導助言を行うことで、各学校園における人権教育の推進・充実を図りました。
- 人権作品を募集し、発表会・作品展示会を開催するとともに、作品集とカレンダーを発行し、学校での教材活用だけでなく、広く地域への啓発活動のツールとして発信することで、子ども及びその保護者と教職員の人権意識の向上を図りました。
- いじめの未然防止、事象発生時の早期発見と適切な対応ができるよう、各学校への支援・指導を行うとともに、学校・地域社会が一体となっていじめに対応することの大切さについて共通理解を図りました。また、「いじめ対応支援チーム*」を立ち上げ、外部専門家等と連携したいじめ対応の仕組みを構築しました。

課題

- 多様化する人権課題について教職員の指導力の向上と教職員に発信する機会の確保が課題です。また、最新の人権課題に正対した研修講師の発掘、教育委員会としての指導助言力向上が必要です。
- いじめ問題への対応については、いじめの認知に対する教職員の意識改革、組織としての対応力の充実が求められています。

教職員の指導力の向上

取組み状況

- 校内授業研究会へ指導主事を派遣し指導助言を行ったり、初任者研修を始めとした各種研修事業を充実させたりすることで、教職員の資質向上や指導力の向上に努めました。
- 中核市移行に伴い教職員の法定研修にかかる事務が移譲されたことを受け、「八尾の教職員を八尾市で育てる」の方針のもと、本市の教育状況を踏まえた実施体制を確立しました。
- 小学校におけるプログラミング教育*の必修化に向け、地元企業と連携した教材の貸し出しや校内研修の支援、研究協力員による研究発表会などを実施しました。

課題

- 教育課題等が複雑化・多様化している中で教職員の指導力のさらなる向上が必要です。
- 教職員の働き方改革を進め、学校を魅力的で安定的かつ持続可能な環境とすることが求められています。
- 教職員の働き方改革の観点からも、教職員にとって負担感が少なく、より充実した内容の研修を実施していくことが必要です。
- 学習効果を一層高めるとともに、校務を効率的に行える体制や緊急時における子どもの学びを保障する体制を構築するため、ＩＣＴ*環境のさらなる整備を進めていくことが求められています。

(3) 教育振興計画後期計画の基本方針 3

子どもたちの教育機会を保障します

子どもたちの教育機会の保障については、すべての子どもが安全で充実した学校生活を送ることができるよう、人的・物的支援、経済的支援等の環境整備にかかる事業を基本方針に沿って展開してきました。

多様なニーズに対応した教育の推進

取組み状況
● 特別な支援を必要とする子どもに対し、支援のあり方に関する助言や人的・物的環境整備を通じて、適切な支援を行える体制の充実を図りました。 ● 日本語指導を必要とする子どもに対して、適応指導や日本語指導、学習指導を支援するための日本語指導等補助員の派遣を行いました。
課題
● 特別な支援を必要とする子どもが増加傾向にあり、それに伴い専門的知識・技能を有する支援人材の確保、物的環境のさらなる整備が必要です。 ● 日本語指導が必要であったり、外国にルーツのある子どもが増加傾向にあり、日本語指導などのための派遣時間数の増加と日本語指導補助員等の人材の安定的な確保が課題です。また、支援に際して対応が必要な言語も多様化しています。

教育相談および教育支援体制の充実

取組み状況
● 心理相談員によるカウンセリングをベースに、学校園や関係機関との連携のもと、丁寧に相談を行い、子どもや保護者が抱える学習や発達、進路等の不安や悩みの解消を図りました。 ● スクールソーシャルワーカー*を毎年段階的に増員し、多くの事案について専門的助言を活かした対応が可能となるよう学校への支援を図りました。
課題
● 子どもやその保護者が抱える課題の複雑化・多様化が進んでいる中、就学前から義務教育修了時まで安心して相談できる体制の構築が必要です。 ● 不登校や問題行動等をはじめとする子どもや家庭の抱える課題の複雑化が進み、学校における教育的観点からのアプローチだけでは解決しがたい事象が増えてきていることから、学校が家庭や地域社会と連携し、潜在的なニーズの発見もできるよう相談・支援体制を充実させることが必要です。

学びと育ちの経済的支援

取組み状況

- 子どもたちが家庭の経済的事情に関わらず、不安なく義務教育課程を学び、また、高等学校への修学ができるよう就学援助制度や奨学金制度により、子どもたちの就学の機会を保障しました。
- 平成30年度（2018年度）から保護者の経済的負担の軽減につながるよう、入学準備金支給を7月から入学前の2月末に早めて、就学援助事業の運用を充実させました。

課題

- 就学援助制度や奨学金制度について、生活保護基準の見直しや類似制度の状況、他自治体の動向等を踏まえ、適正な制度のあり方について検討が必要です。

教育環境の整備

取組み状況

- 小中学校普通教室等のエアコン整備、小学校トイレの洋式化等改修、学校敷地内のブロック塀改修等を計画的に進め、安全で良好な教育環境の整備を図りました。
- 小学校給食施設整備については、小学校給食調理場のドライ化や給食リフト等の給食関連施設・備品等の更新、調理場の大規模改修や補修を行い、給食の安全衛生の向上と労働上の安全衛生を確保しました。
- 通学路の合同点検等を定期的に実施し、必要な路面標示や看板設置等を行うことで通学路の安全確保の取組みを進めることができました。
- 学校・地域連携推進のための研修会を実施するなど、保護者や地域の力を学校運営に活かすとともに、学校・地域・行政等の連携によって、地域社会全体で子どもの成長を見守る環境づくりを進めました。

課題

- 少子化が進み、地域差はあるものの児童・生徒数が減少しているため、学校の適正な規模のあり方等が問われています。
- 学校施設は適切な保全と気候変動や災害への対応等の社会的ニーズにも対応できる機能更新が必要です。
- 小学校給食調理場の老朽化について、安心・安全な小学校給食の提供に向けて、公共施設マネジメントと連動した計画的な対応が必要です。
- 通学路の交通安全対策については、道路の構造上の問題などから対策が進みにくい場所が存在しています。
- 子どもが地域の人々と関わる中で地域への愛着が高まり、健やかに成長ができるよう、地域社会全体で子どもの成長を見守る環境を整えていくことが求められています。

(4) 教育振興計画後期計画の基本方針 4

生涯学習とスポーツの基礎を培います

生涯学習とスポーツの基礎を培うことについては、すべての市民が生涯を通じて自己の人格を磨き、学び続け、学んだことを地域に還元して活躍できるまちづくりを進め、各種スポーツ・レクリエーション活動の充実、とりわけ子どもたちの学校外での学習活動やスポーツ活動を体験できる環境の充実を図るなど、事業を展開してきました。また、地域に受け継がれてきた文化財等の歴史資産を次世代に継承し、誰もが身近な文化財に触れ、郷土の歴史を学べるよう取組みを進めました。

生涯学習機会の充実

取組み状況

- 地域や市民が主体となって地域の諸問題を考える学習をはじめ、趣味教養を高める学習の機会を創出するとともに、若者が自らの強みを活かして、八尾市の子どもたちが様々な体験ができる場づくりに取り組みました。
- 家庭の教育力の向上については、平成28年度(2016年度)に事業内容の見直しを行い、各小学校とPTAと地域の三者が連携のもと、家庭教育や子どもの育ちに関する諸問題を認識し、その解決に向けた学習の場づくりを進めました。
- 地域や生涯学習の拠点において、「まちのなかの達人」が活躍できる場の創出やPR活動に努めました。
- 識字教室や日本語教室事業の開催を行うとともに、子どもたちの多文化理解がさらに高まるよう、様々な取組みを進めていくための活動拠点を確保するなど、国際理解教育事業の充実を図りました。

課題

- 市民が自ら学んだことを地域社会等で活かすためにも、地域の生涯学習活動を活発化してくれる人を発掘する環境づくりが求められています。
- 子どもや若者が新しい地域社会の担い手となるうえでも、地域社会で主体的に関わり、活動できる環境づくりが求められています。
- 子どもを地域社会全体で育てるためにも、子育て家庭の孤立を防ぎ、支援をすることが重要であることから、意識の共有や子育ての悩み・不安を解消するための仕組みづくりが求められています。
- 多様化・高度化する生涯学習ニーズへの対応力への課題やコミュニティセンターにおける生涯学習活動の充実化などにより、生涯学習センターの稼働率が低迷しています。
- 教育機会確保法や改正入国管理法の施行に伴い、識字教室や日本語教室の役割が高まる中、外国人市民の学びの場としても注目度が高まっていることから、継続的な学習の場を提供することが必要です。

図書館サービスの充実

取組み状況

- 公民連携の図書館4館体制により、民間のノウハウも活用し、読書案内の充実を図るとともに子どもと図書館を結びつける事業や多様なテーマのイベント、調べもの相談等を実施することにより、図書館サービスの充実を進めることができました。
- 読書通帳サービスの無料交付対象をこれまでの中学生までに加え妊婦にも拡大し、19,000冊を発行することで、読書意欲が高まる環境づくりにつながりました。
- 学校園や子育て担当課等への貸出、学校図書館サポーター向けの研修を行うことや、読み聞かせボランティアに対しての活動支援により、読書環境づくりを進め、読書活動の促進ができました。
- 令和元年度（2019年度）に移動図書館利用者アンケートを実施し、満足度が高いことや資料予約も活用されていること、移動図書館がなくなれば図書館利用が難しい人が多いことなどがわかりました。

課題

- 市民一人当たりの年間の図書貸出点数が減少傾向にあります。
- 図書館へ行ってみたいとなる、様々な行事の実施やボランティア等との連携・協力をさらに充実していくことが必要です。
- 引き続き、利用者に応じたサービスを充実するとともに、図書館から遠い地域及び未利用者への利用促進を図ることが必要です。
- 図書館サービスを適切に提供するために、司書のさらなる資質・技能の向上に努めることが必要です。

市民参加型のスポーツ振興

取組み状況

- 市民体育大会、各種スポーツ大会・各種スポーツ教室等を開催するとともに、子どもたちがプロスポーツを間近で体験する機会の創出を進め、大人になっても八尾でスポーツを楽しみたい気持ちが高まるよう取組みを進めました。
- 多種多様なスポーツ競技の振興や、市民のスポーツ活動の推進役や自主的にスポーツ活動に取り組む市民の活躍の場づくりを進めました。

課題

- 市民が気軽に運動を通じた健康づくりができるように、地域でスポーツを楽しむ機会や環境づくりを行うことが求められています。
- 市民の健康維持増進を進めるうえで、日常生活の中から気軽に身体を動かす運動やスポーツに取り組む意識を高める環境づくりや習慣づけが必要です。
- 市民のスポーツへの意欲や関心がますます高まるよう、トップクラスのスポーツ選手を身近に観て、参加できる事業を展開することが必要です。
- スポーツを楽しむ場である社会教育施設の老朽化についての対応が必要です。

貴重な歴史資産の保全と積極的な活用

取組み状況

- 平成 29 年（2017 年）2月に発見された称徳天皇と道鏡ゆかりの「由義寺跡」を、国史跡として保存しました。
- 市史編纂の調査の成果を「新版八尾市史資料編」として随時刊行し、現地調査報告会や講演会等を行うなど、積極的な情報発信に努めました。また、文化財の情報発信や各文化財施設において展示等を実施し文化財の普及啓発に努めるとともに、学校園等と連携し、子どもたちが歴史資産に触れる機会の提供を進めてきました。
- 市民ボランティアとの協働による古墳群の保全活動等を行ってきましたが、由義寺跡の史跡指定を受け、対象を市域の史跡に拡大し展開することができました。また、市史編纂事業では市域の文化財の総合的な調査を市民ボランティアと協働で進めてきました。

課題

- 発掘調査による出土遺物や市史編纂、歴史民俗資料館等により収集された文化財や資史料等を安全に収蔵・展示するための施設不足の解消や指定等により保存された史跡等を日常的に利活用できる環境整備が求められています。
- 文化財の指定が進む一方で所有者の世代交代等による文化財の散逸や地域に受け継がれてきた祭りや習慣等が、高齢化や少子化により縮小、廃止されてきています。
- 史跡等の新たな整備や文化財の調査等を行うための、人員を含めた文化財保護の体制づくりが求められています。
- 幅広い世代のニーズに対応するように文化財の魅力を効果的に発信することが必要です。
- 文化財の保全や調査等に携わるボランティアの高齢化が進んでいます。

1 基本理念

認め合い ^{ひら}ともに生き 未来を切り拓く八尾の教育

人生 100 年時代*や超スマート社会*の到来など、教育を取り巻く社会情勢は急速に変化しており、今後の社会の予測が難しくなるこれからの時代において、誰もが、互いの人権を尊重し、仲間とともに夢に向かってチャレンジする力や、多様な人々と協働しながら新たな価値*を創造する力、様々な困難を乗り越えることで、自らの人生を切り拓くことのできる力などを身につけていく必要があります。

また、子どもから大人まで、主体的な学びを通じて視野を広げ、知識や経験を分かち合い、高め合うことで、人生や社会を豊かにしていくことが求められています。

そして、よりよい社会を創る観点からも、生涯にわたる教育が果たす役割は大きく、学校・家庭・地域が連携・協働し、子どもの最善の利益を考え、社会全体で未来を担う子どもの成長を支えていく必要があります。

こうしたなか、本市の教育においては、これまでの教育振興計画で掲げた「人権と共生の 21 世紀を担う人間の育成」という基本理念を継承しつつ、さらなる本市教育の振興を図ります。

そのため、生涯にわたって互いの人権や個性を尊重し認め合い、また、すべての人がともに学び、自他を高め、支え合って生きていく力をさらに育てていくことにより、一人ひとりが自分の可能性を信じ、夢に向かって自らの人生と、八尾の未来を切り拓いていってほしいという想いを込めて、基本理念を「認め合い ^{ひら}ともに生き 未来を切り拓く八尾の教育」とします。

2 基本方針

第3章の1に定める基本理念の実現に向けて、SDGs*が掲げる“誰一人取り残さない”“誰一人取り残されない”という理念も踏まえて、以下のとおり4つの基本方針を定めます。

基本方針 1 ▶ 夢に向かってチャレンジし、未来を切り拓く力を育成します

知識・情報・技術をめぐる変化が今後さらに加速化する中で、一人ひとりが豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の担い手となることができる力を育むことが求められています。

学校の教育活動において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進め、社会でたくましく生きていくために必要な力や、道德教育、人権教育等により豊かな心を育みます。

また、就学前施設と小学校での教育の円滑な接続を図るとともに、小中一貫教育*を充実させ、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育活動を行います。

基本方針 2 ▶ 学びを支えるセーフティネット*を構築します

教育機会均等の観点から、いじめ、不登校、障がいのある子どもや日本語指導を必要としている子どもなど多様な教育ニーズに対応した支援体制の充実やインクルーシブ教育の推進、家庭の状況等に関わらず自己実現できる施策の推進などが求められています。

一人ひとりが自らの課題を乗り越え、自己の可能性を伸ばし自立することができるよう、一人ひとりの多様なニーズに対応した教育の推進、教育相談及び教育支援の充実を図るとともに、経済的な理由等により、子どもが進学や修学を断念することがないよう、必要な支援を行います。

基本方針 3 ▶ 生涯にわたって学びを重ね、人生を豊かに生きられる環境を整えます

人生 100 年時代*を見据え、SDGs*で誓われている「地球上の誰一人として取り残さないこと」という観点を持ち、社会や様々な状況の変化に対応しながら、継続して誰もが人生を豊かに生きられる環境整備が求められています。

そのため、生涯にわたり自ら学び、あらゆる機会に、あらゆる場所において学び続けられる環境を整えるとともに、学んだことを地域で実践・活躍できる環境づくりを進めます。

市立図書館においては、市民ニーズに対応した資料の収集・保存・提供に努めるとともに、利用しやすい施設をめざした環境づくりを進めます。

また、誰もがいつでも気軽にスポーツに親しむための機会づくりを推進し、スポーツを通じて都市の活気を高めます。

さらに、市民にとって歴史資産が身近に感じられるように史跡の整備を図るとともに市民等との協働による保全、活用、発信を進めます。

基本方針 4 ▶ 地域とともに、社会の変化に応じた教育環境をつくります

教育コミュニティづくりへ向けた体制整備や、一人ひとりの可能性とチャンスを最大化できるよう、教育環境の整備・充実が求められています。

学校・家庭・地域の連携・協働を進め、地域や保護者のニーズを踏まえた地域とともにある学校づくりを進めます。

また、学校におけるICT*活用の推進など社会の変化に応じた学習環境の充実及び学校施設の整備を進めるとともに、本市の実情に即した学校規模の適正化などに取り組みます。

さらに、人生 100 年時代*において、市民の生涯学習活動を支える生涯学習センターや図書館をはじめとする社会教育施設、スポーツ施設においても市民ニーズに即した機能充実に努めます。

これからの時代に対応できるよう教職員の資質向上を図るとともに、学校における働き方改革*やチームとしての学校*による組織力の強化を図ります。

3 計画の体系

[基本理念]

[基本方針]

[施策]

認め合いとともに生き
未来を切り拓く八尾の教育

1 夢に向かってチャレンジし、未来を切り拓く力を育成します

2 学びを支えるセーフティネット*を構築します

3 生涯にわたって学びを重ね、人生を豊かに生きられる環境を整えます

4 地域とともに、社会の変化に応じた教育環境をつくります

1-1 幼児教育の充実

1-2 確かな学力の育成

1-3 豊かな心の育成

1-4 健やかな体の育成

1-5 子どもたちの人権を守る教育の充実

2-1 多様なニーズに対応した教育の推進

2-2 教育相談および教育支援体制の充実

2-3 学びと育ちの経済的支援

3-1 人生100年時代*を見据えた生涯学習社会*の実現

3-2 都市の魅力と人々の活気を高めるスポーツの振興

3-3 歴史資産などの保全・活用・発信

4-1 教育環境の整備・充実

4-2 学校における指導・運営体制の充実と働き方改革の推進

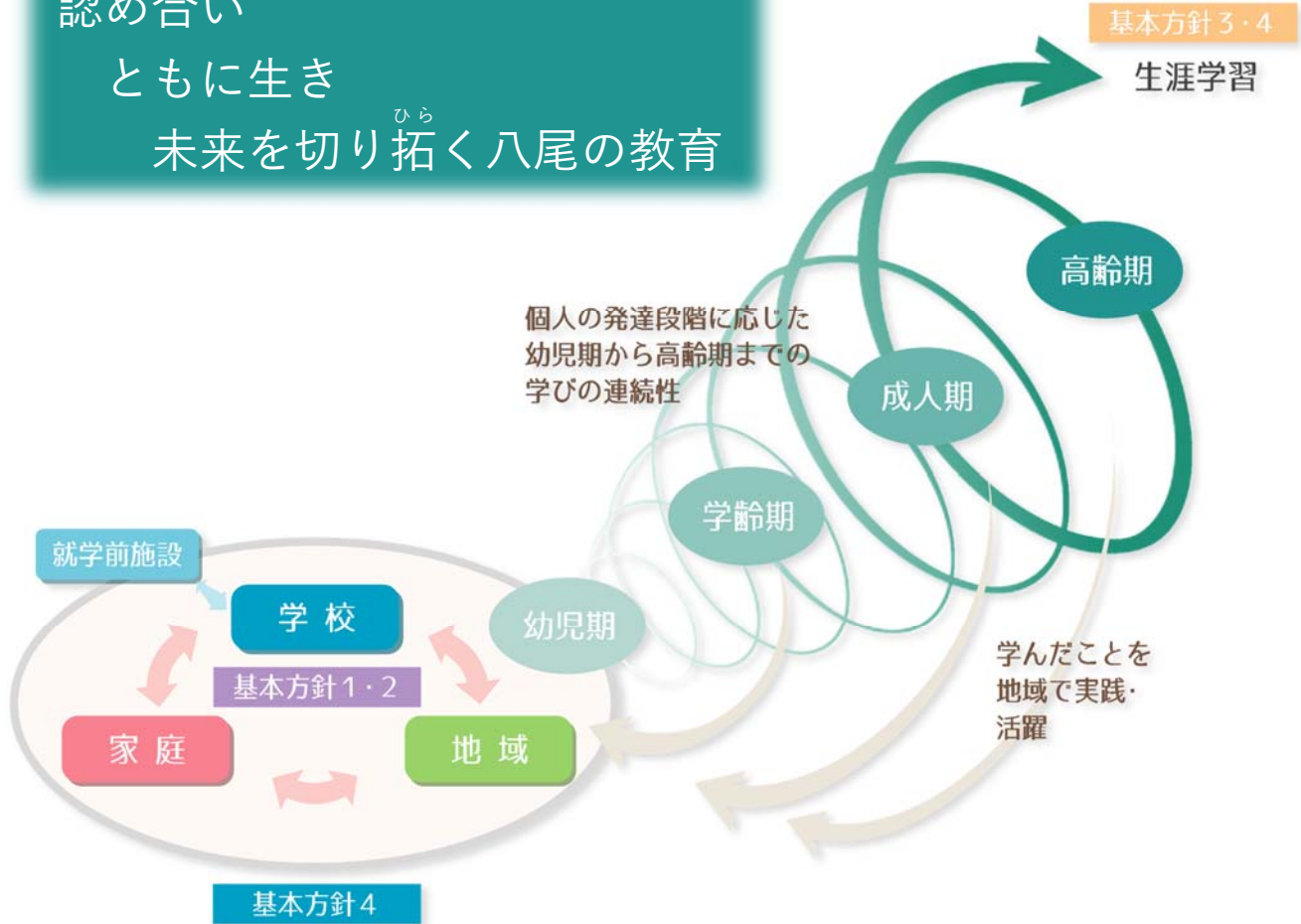
4-3 児童・生徒の安全確保

4-4 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

図 本市の教育のめざす姿

基本理念

認め合い
ともに生き
未来を切り拓く^{ひら}八尾の教育



第3章

本市の教育のめざす方向

※幼児期から高齢期までの学びの連続性（縦のつながり）と、子どもから大人まで、主体的な学びを通じて視野を広げ、知識や経験を分かち合い、高め合っていくことを螺旋状にしてあらわしています。

- 「認め合い ともに生き 未来を切り拓く^{ひら}八尾の教育」の実現に向けて取り組むことで、市民一人ひとりが自分の可能性を信じ、夢に向かって自らの人生と、八尾の未来を切り拓いていく状態をめざします。
- よりよい社会を創る観点からも、生涯にわたる教育が果たす役割は大きく、学校・家庭・地域が連携・協働し（横のつながり）、子どもの最善の利益を考え、社会全体で未来を担う子どもの成長を支えていきます。
- そして、「学びの循環」「知の循環」を促進し、市民の心豊かな暮らしと、持続可能な生涯学習社会*となるよう、学んだことを地域で実践・活躍できる環境づくりを進めていきます。

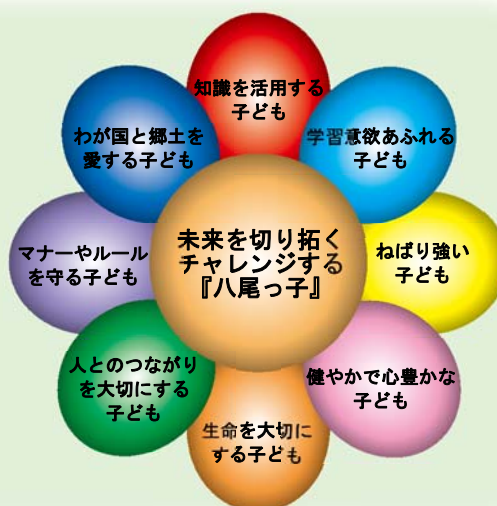
第4章

施策の展開

基本方針 1 夢に向かってチャレンジし、未来を切り拓く力を育成します

めざす子ども像 ～未来を切り拓く チャレンジする『八尾っ子』～

教育振興計画（平成 24 年（2012 年）3 月策定）で定めた「めざす子ども像」については、本計画についても同様に引き継ぐものとし、基本理念の実現をめざして、基本方針 1「夢に向かってチャレンジし、未来を切り拓く力を育成します」に掲げる各施策を展開していきます。



1－1 幼児教育の充実

現状と課題

幼児教育の充実については、教育内容の充実や指導方法の工夫・改善について指導助言を行い、教職員の質の向上を図ってきました。平成 31 年（2019 年）4 月に公立の認定こども園が開園し、今後は 0 歳児から 5 歳児までの乳幼児期全体を通して、質の高い教育・保育を推進することが求められています。

また、さらなる就学前教育・保育の質の向上をめざすためには、教職員のキャリアに応じた研修や、適切な子ども理解に基づいた教育・保育についての取組みについて検証し、改善していくことが必要です。

さらに、子どもたちが安心して小学校生活を始められるよう、就学前施設から小学校への円滑な接続に向けた教育・保育が、双方で実施されていますが、保育者と小学校教員が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の具体的な姿を共有し、小学校入学以降の学習における指導計画や指導方法に活かす取組みの工夫など、就学前教育と小学校教育との連携をさらに進めていくことが必要です。

加えて、近年、家族形態の変化や、都市化の進展等により地域社会とのつながりが少なくなるなど、子育て環境が大きく変わってきていますが、子どもたちの健やか

な育ちの基盤として家庭教育は重要であるため、子どもにとってよりよい教育・保育環境を確保する観点からも、家庭や地域との連携が必要です。



平成 31 年 2 月撮影

【小学校一斉授業見学（体験）】



平成 31 年 4 月撮影

【幼児教育（自然との関わり・生命尊重）】

施策の方向性

- 本市がめざす保育者像の実現をめざし、公立認定こども園の地域拠点機能を活用しながら、公立・私立就学前施設の保育者がともに資質・技能向上に向けた学ぶ機会を提供します。
- 効果的な幼児教育のあり方について検討し、市内の就学前教育の質の向上につなげます。
- 小学校への円滑な接続のため、就学前施設と小学校の合同研修会等を通じて連携を進めます。
- 就学前施設、家庭、地域が子どもの育ちに関する情報を共有し、相互に連携を強化することにより、一体となって子どもの教育・保育に取り組む環境づくりを進めます。



“幼児期の終わりまでに育ってほしい姿”って？

就学前施設の教育・保育において乳幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、育みたい資質・能力が育まれた子どもの具体的な姿で、特に 5 歳児後半に見られる姿のことをいいます。

平成 29 年（2017 年）3 月告示の「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」において下記の 10 項目が示されました。

- | | |
|---------------|-----------------------|
| ○健康な心と体 | ○自立心 |
| ○協同性 | ○道徳性・規範意識の芽生え |
| ○社会生活との関わり | ○思考力の芽生え |
| ○自然との関わり・生命尊重 | ○数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 |
| ○言葉による伝え合い | ○豊かな感性と表現 |

この“幼児期の終わりまでに育ってほしい姿”を手掛かりに、保育者と小学校教員が子どもの姿を共有することで、就学前教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図ることが求められています。

1－2 確かな学力の育成

現状と課題

一人ひとりが生涯にわたり学びを継続していくためには、基礎的・基本的な知識及び技能の習得や知識及び技能を様々な場面で活用する力が不可欠ですが、全国学力・学習状況調査について、本市は、児童・生徒の国語や算数・数学の平均正答率が全国平均をやや下回る傾向にあります。

グローバル化*の進展や情報社会、超スマート社会*、AI*の進化などが急速に進むなか、予測困難な新しい時代に対応した次世代の教育への対応が課題です。

新学習指導要領の全面实施に向けては、「知識・技能（何を理解しているか、何ができるか）」、「思考力・判断力・表現力等（理解していること・できることをどう使うか）」、「学びに向かう力・人間性等（どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか）」の育成が偏りなく実現できるようにすることが求められています。

引き続き、各種調査結果から児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育指導の充実や学習状況の改善を図り、各学校の実情に応じた取組みを推進するとともに、地域の教育資源も活用しつつ、教科等横断的な視点から教育活動の評価・改善を図っていく必要があります。

また、インターネットやSNS*などの普及に伴い、子どもがトラブルに巻き込まれる危険性や加害者になりうる危険性も増えており、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度を育成するための情報モラル*を含む情報リテラシー*教育も重要となっています。

さらに、「八尾市小中一貫教育基本方針」に基づき、学びと育ちの連続性と一貫性をさらに推進するとともに、一人ひとりが将来への希望を持ち、自らの人生を切り拓いていく力を育むことが求められています。



平成31年2月撮影

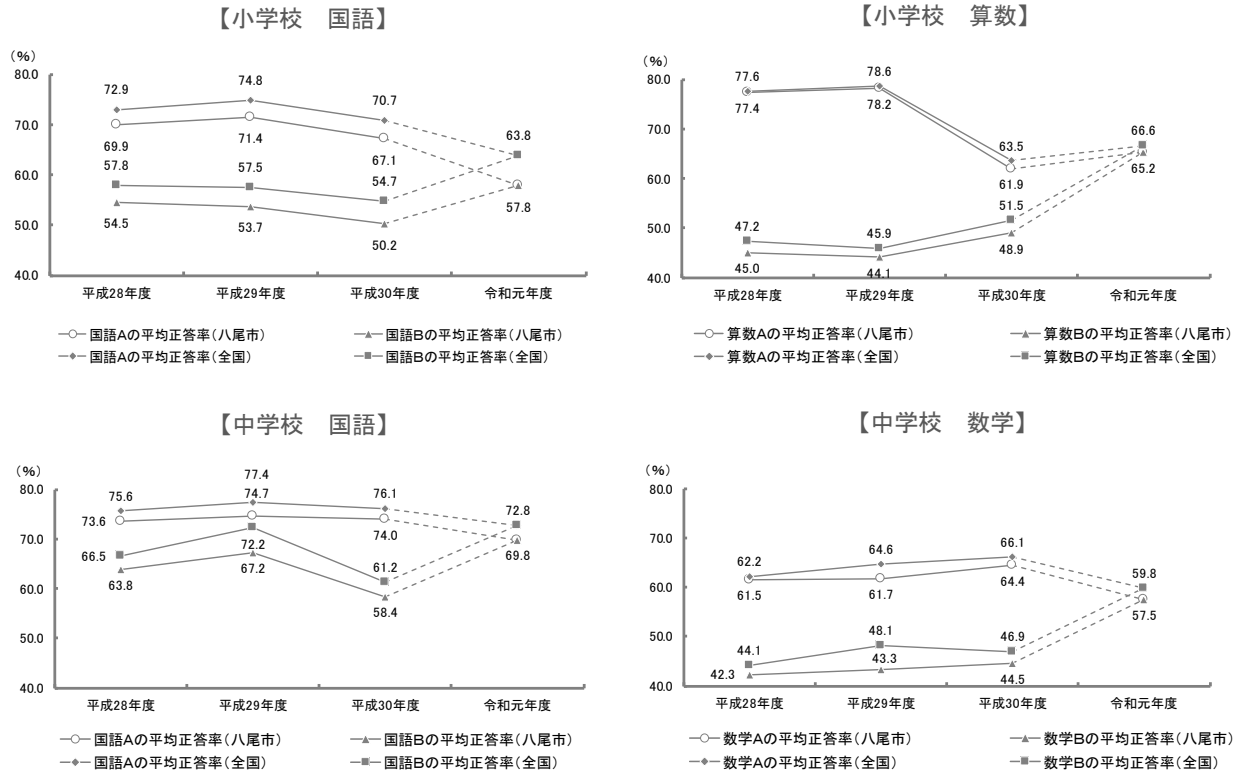
【小学6年生と中学生の合同合唱】



平成30年11月撮影

【中学校の授業体験】

全国学力・学習状況調査の国語・算数（数学）の平均正答率（全国・八尾市）



※令和元年度から各教科A、B区分が統一

施策の方向性

- 情報社会やグローバル化*の進展等、将来の変化を予測することが困難な社会を生き抜くために必要な資質・能力を育む、持続可能な社会の構築に向けた教育（E S D教育）を推進します。
- 「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の育成に向けて、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を進め、「言語能力」、「情報活用能力（プログラミング的思考*・情報モラル*・情報セキュリティを含む。）」等の育成に取り組み、子どもたちの「確かな学力」の育成を図ります。
- 発達の段階に応じたキャリア教育*を充実させ、勤労観や職業観を身につけさせるとともに、主権者教育を進め、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現する力を育む教育の推進を行います。
- 小中一貫教育*については、児童・生徒、教職員はもとより、保護者や地域がその成果を実感できるよう一層の充実をめざし、すべての中学校区において、教職員が義務教育9年間を見通した教育課程の全体像を共有し、系統性・連続性を一層強化した教育活動を推進します。

1-3 豊かな心の育成

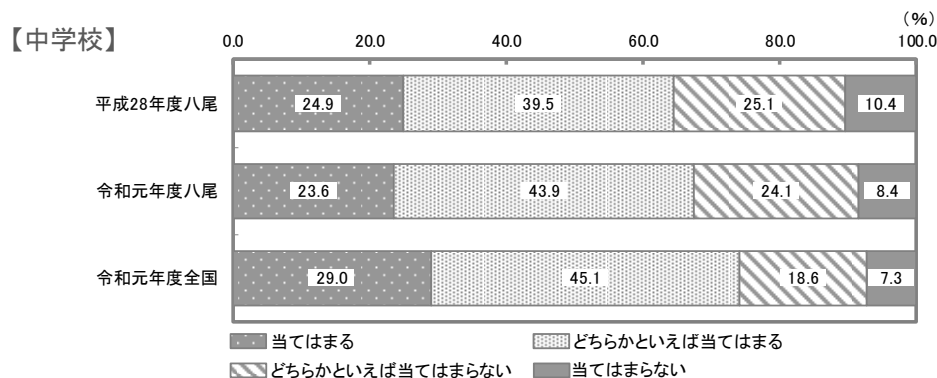
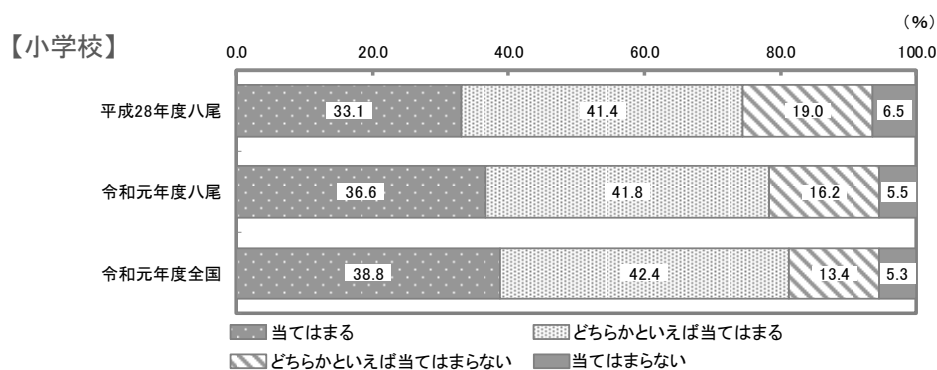
現状と課題

豊かな心の育成については、道徳教育を基盤とし、一人ひとりに豊かな人間性を育むため、すべての教育活動において心の教育の充実を図るとともに、子どもの発達段階や地域の実態を考慮しながら、いじめなどの人権侵害を許さない教育環境づくりに取り組んできました。

今後も、生命尊重の精神や規範意識、そして平和、伝統、文化や郷土を大切にする心や態度などをより一層育むために、地域の教育力を活かした心の教育・道徳教育のさらなる充実を図るとともに、いじめや児童虐待などのあらゆる暴力から、命を守り、心を育む教育の充実が求められています。

また、学びに向かう力や、夢や目標にチャレンジしようと思う意欲の源泉には、自己肯定感*が深く関係しており、本市は、「自分には、よいところがある」と思う児童・生徒の割合が全国平均をやや下回る傾向にあることから、様々な教育活動を通じて自己肯定感*・自己有用感*を育むことが必要です。

全国学力・学習状況調査より「自分には、よいところがあると思いますか」について



※グラフ内の数値は、無回答はデータに反映していないため、合計値は100にならない場合があります。

施策の方向性

- 「特別の教科 道徳」を要としてすべての教育活動において心の教育の充実を図り、子どもたちの自己肯定感*・自己有用感*を高める教育を推進します。
- 将来にわたって、自他の命を大切にし、自らの命を守り、他の人の命も守ることができるような子どもたちを育むため、命を育む教育を推進します。
- 人としての豊かな人間性や倫理観などを育むため、家庭や地域と連携して発達段階に応じた体験活動を推進します。
- 子どもが成長に応じて楽しみながら読書に親しむことは、言語能力を向上させるとともに、豊かな心を育むことにつながるため、読書機会の充実、学校図書館の活用促進、市立図書館等と連携した学校図書館機能の充実に取り組むなど、読書活動の推進を図ります。

1-4 健やかな体の育成

現状と課題

児童・生徒の体力・運動能力については、本市は全国平均をやや下回る傾向にあり、健やかな体を育成するためには、運動に親しみ、体力向上に積極的に取り組めるよう、運動を肯定的にとらえる意識や体力の向上に取り組むことが重要です。

また、児童・生徒の心の健康、薬物乱用、生活習慣病、性に関する問題、感染症等の健康に関わる課題が深刻化し、児童・生徒に対する保健教育の一層の充実や、朝食を欠食する児童・生徒の食生活の改善、生活リズムの乱れを食育*を通じて是正することが求められています。

さらに、学校給食のあり方について、本市は、平成27年度（2015年度）から中学校では業者委託による選択制給食を実施していますが、昨今の社会情勢や他自治体の動向等を踏まえ、中学校での「全員給食」の実現が求められています。

令和元年度（2019年度）全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果より

		小学校5年生		中学校2年生	
		八尾市	全国	八尾市	全国
男子	反復横とび（回）	38.25	41.74	53.08	51.91
	20mシャトルラン（回）	45.70	50.32	85.11	83.53
	50m走（秒）	9.51	9.42	8.09	8.02
女子	反復横とび（回）	37.61	40.14	47.04	47.28
	20mシャトルラン（回）	37.66	40.79	56.66	58.31
	50m走（秒）	9.73	9.64	8.94	8.81

施策の方向性

- すべての子どもが運動に親しみ、体力向上に積極的に取り組めるよう、体力向上に対する意識を高めるとともに、運動が苦手な子どもが意欲的に取り組めるような授業の工夫や体育活動を活性化し、主体性を育てることをめざした教育を推進します。
- 中学校全員給食を本市の実情に即した形での具体化を図ることで、発育・成長期にある中学生が望ましい食習慣と食の自己管理能力をさらに高める食育*を推進します。
- 児童・生徒が健康に関心をもち、生涯を通じて健康な生活を送る基礎を培うことができるよう、「感染症対策」、「心の健康」、「薬物乱用」、「がん（癌）」、「性に関する問題」などの健康に関わる課題の解決に向けて保健教育の推進を図ります。



みんなの健康をみんなで守る“八尾市健康まちづくり宣言”

八尾市では、市民とともに作り上げた「八尾市健康まちづくり宣言」（平成 30 年（2018 年）10 月策定）のもと、健康日本 21 八尾計画及び八尾市食育推進計画において、みんなで行動することによって地域全体が健康になる社会をめざし、市民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援するとともに、地域との連携・協働により“健康コミュニティ”を育んでいく取組みを推進しています。

八尾市健康まちづくり宣言

わたしたちは、自然と歴史が調和したこのまちで、誰もが自分らしくいきいきと暮らすことを願っています。

この願いを実現するため、わたしたちが大切にしている地域のつながりを未来に向かってさらに広げ、みんなの健康をみんなで守る“健康コミュニティ”を育んでいくことをめざし、ここに八尾市の健康まちづくりを進めることを宣言します。

わたしたち八尾市民は、

- 一、みんなの健康のため、みんなで力を合わせましょう
- 一、健康でつながる、笑顔あふれるまちをつくりましょう
- 一、日頃からいきいきと、こころやからだを動かしましょう
- 一、歯を大切に、感謝して楽しくかしこく食べましょう
- 一、健康に関心を持ち、健康づくりに取り組みましょう

1-5 子どもたちの人権を守る教育の充実

現状と課題

すべての人の人権を尊重する視点に立ち、教職員人権研修の企画・運営及び指導助言を行うことで、各学校園における人権教育の推進・充実を図るとともに、人権作品の募集と発表会・作品展示会の開催などを通じて、子ども及びその保護者と教職員の人権意識の向上を図ってきました。

今後も、同和問題、外国人、障がい者、女性、性的マイノリティ*など多様な人権課題への対応と、本市の教育が培ってきた差別を許さない人権教育の継承やさらなる推進が必要です。また、児童・生徒の発達段階に応じ、人権問題を一人ひとりの課題としてとらえ、問題解決の力を育み、知識だけでなく行動につなげることや、多様化する人権課題について、教職員の知識や指導力の向上が課題です。

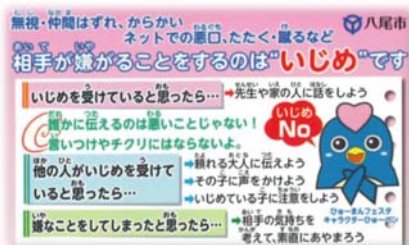
いじめ問題への取組みとしては、学校と地域社会が一体となっていじめに対応することの大切さについての共通理解を図り、取組みを進めてきました。とりわけ、学校、教育委員会のいじめ対応にあたっては、弁護士や臨床心理士等の外部専門家と連携していじめ対応を行う「いじめ対応支援チーム*」などの体制の構築や教職員に対するいじめ防止・対応研修、児童・生徒に対する脱いじめ傍観者教育の実施等を通じて、対応力の強化を図りました。また、令和2年度（2020年度）には、いじめからすべての子どもを守るため、弁護士等の専門職を配置した「いじめから子どもを守る課」が市長直轄組織として新たに設置され、オール八尾市として取り組むための「八尾市いじめから子どもを守る条例」も制定されました。

今後も、市長部局と教育委員会が連携し、いじめから子どもを守る取組みを進めるとともに、いじめの未然防止、早期発見・早期対応のために、日頃から児童・生徒が互いに思いやり、認め合うことができる集団づくりや、児童・生徒が主体となった取組み、いじめの認知に対する教職員のさらなる意識向上、組織としての対応力の充実が必要です。



令和2年11月撮影

【じんけん作品展】



(表)



(裏)

【いじめ防止啓発カード】

施策の方向性

- 教職員の人権意識の高揚と指導力の向上に資する教職員人権研修の企画・運営を行います。
- 互いに思いやり、認め合うことができる児童・生徒を育成するため、様々な人やものとの出会いや子どもの権利条約についての周知等を通じて、自他の人権や命の大切さを学ぶための人権教育を進めます。
- すべての子どもがいじめを自分事にとらえ、「いじめをしない、させない、許さない」心情を育み、主体的に行動できる取組みを進めます。
- 「いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうる重大な人権侵害事象である」という認識のもと、全教職員が子どもに寄り添うとともに、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、管理職のリーダーシップのもとチーム学校として対応が図れるよう研修の充実に努めます。
- 弁護士、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー*等の外部専門家、市長部局、関係機関と連携した相談・支援体制の充実により、いじめの早期対応を図ります。

基本方針 2 学びを支えるセーフティネット*を構築します

2-1 多様なニーズに対応した教育の推進

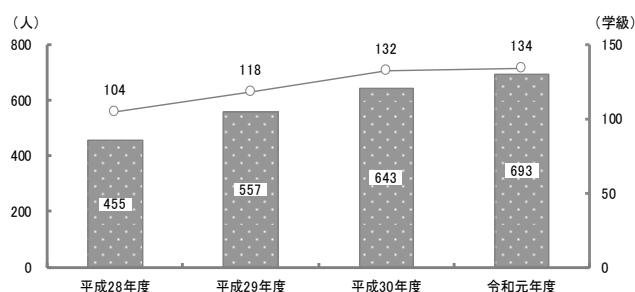
現状と課題

本市における子どもの数は減少傾向にある一方で、特別な支援を必要とする子どもは増加傾向にあります。また、外国人市民の増加に伴い、外国にルーツを持つ子どもが増加傾向にあるなど、特別な配慮や支援が必要な子どもが増加しています。

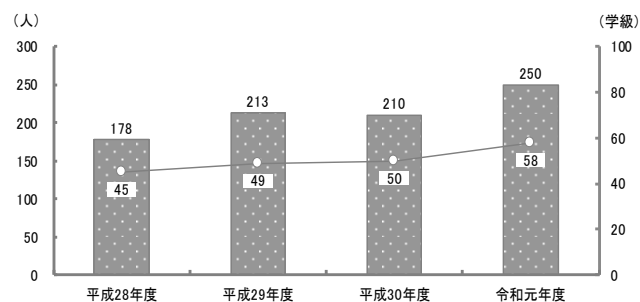
そのような中で、多様なニーズに対応した教育を推進するため、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒が同じ場で可能な限りともに学ぶことができるインクルーシブ教育システム*の構築や性的マイノリティ*の子どもへのきめ細かな対応等、特別な配慮や支援を要する子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援が一層求められています。また、外国にルーツを持つ子どもたちについては、言語等の学習についての支援や、様々な国の文化を理解し、互いに尊重される多文化共生のまちづくりが求められています。

支援学級の状況

【小学校】



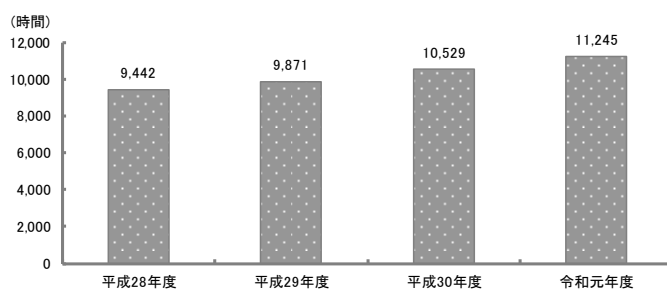
【中学校】



■ 支援学級に在籍する児童・生徒数 ○— 支援学級数

資料：八尾市教育委員会調べ

通訳の派遣時間



資料：八尾市教育委員会調べ

施策の方向性

- インクルーシブ教育推進にかかる基盤として、特別な支援を必要とする児童・生徒の自立・社会参加に向け、専門的人材の確保、医療・福祉・保健・労働等の関係機関との連携等を行うなど、個別状況に応じた指導・切れ目のない支援を充実させるとともに、互いの違いを認め個性を尊重しながら支え合い学び合う集団づくりを通じて「共に学び、共に生きる」教育を推進します。
- 部落差別をなくすため、同和問題に対する正しい理解が進み、認識が深まる教育を推進します。
- 外国人への偏見や差別をなくすため、外国や外国人に対する正しい理解が進み、認識が深まる教育を推進します。
- 障がいのある人への偏見や差別をなくすため、障がいや障がいのある人に対する正しい理解が進み、認識が深まる教育を推進します。
- 性的マイノリティ*の人への偏見や差別をなくすため、互いに認め合い、高め合うことのできる教育を推進します。
- 日本語指導が必要な児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、支援体制の充実を図ります。
- 外国にルーツのある子どもが自らのアイデンティティ*に対して誇りを持つとともに、国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合えるような様々な取り組みや、国際理解が深まる講座や学習機会の提供など、多文化共生のための取り組みを推進します。

2-2 教育相談および教育支援体制の充実

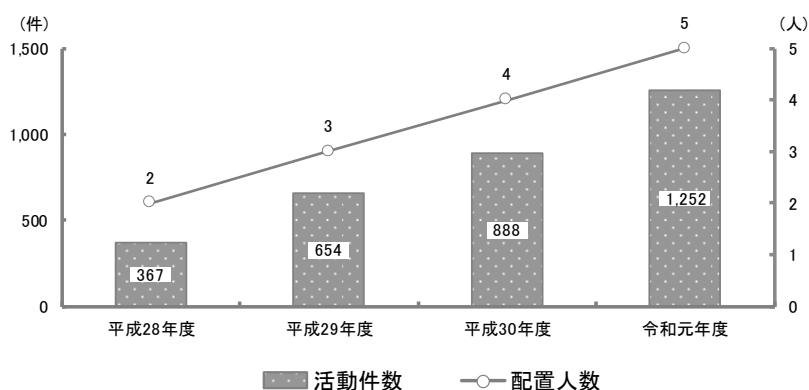
現状と課題

子どもやその保護者が抱える課題の複雑化・多様化が進んでいる中、就学前から義務教育修了時まで安心して相談できる体制の充実が求められています。

また、インターネット等によるいじめや、学校生活や家庭環境など様々な理由による不登校や問題行動等、子どもや家庭の抱える課題が複雑化しており、子どもやその保護者が安心して相談できる体制の充実が課題です。

さらに、学校における教育的観点からのアプローチだけでは解決しがたい事象が増えてきていることから、学校が専門家をはじめ家庭や地域社会と連携し、相談・支援体制を充実させることが必要です。

スクールソーシャルワーカーの活動件数と配置人数



資料：八尾市教育委員会調べ

施策の方向性

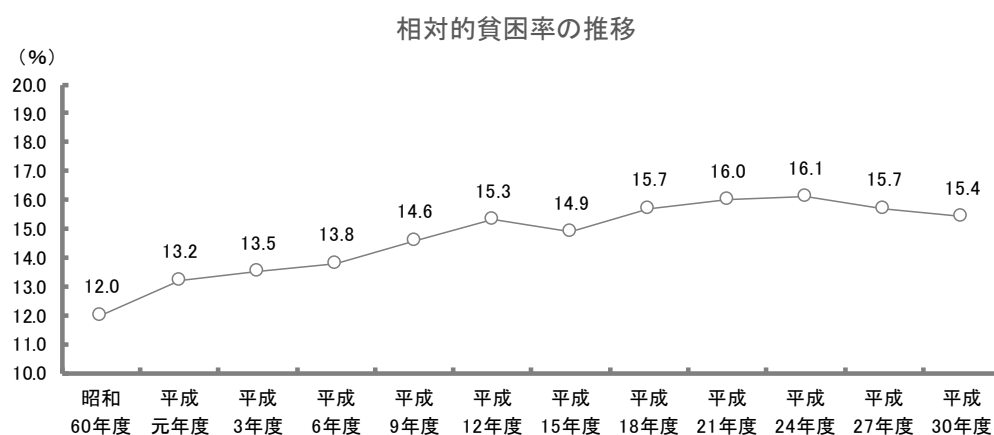
- 保護者や子どもの意向を尊重しながら、関係機関との密接な連携、適切な情報提供等による丁寧な相談を通じて、早期の課題解決を図ることができるよう、就学前施設・学校での相談体制充実に向けた支援を行うとともに、相談員の専門性向上を図ります。
- 児童・生徒や保護者の抱える様々な課題の未然防止・早期発見・早期解決に向け、関係機関との連携やスクールカウンセラー*・スクールロイヤー*・スクールソーシャルワーカー*等の専門家の活用を図り、支援体制の充実を図ります。

2-3 学びと育ちの経済的支援

現状と課題

平成 30 年度（2018 年度）現在、7 人に 1 人の子どもが相対的貧困*状態にあると言われており、全国的に課題となっているなか、本市においても、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、教育、福祉、子育てなど様々な分野が連携して取組みを進めていく必要があります。

また、就学援助制度や奨学金制度については、これまでも数年ごとに時勢に応じて援助項目の見直し等を進めてきており、今後も生活保護基準の見直しや類似制度の状況、他自治体の動向等を踏まえ、適正な制度のあり方について検討が必要です。



資料：厚生労働省政策統括官付世帯統計室「国民生活基礎調査」

施策の方向性

- 子どもたちが家庭の経済的事情に関わらず、不安なく義務教育課程を学び、また、高等学校への修学ができるよう就学援助制度や奨学金制度について、今後の時勢に応じた制度となるよう数年ごとに検証を行い、適正な制度適用を進め、子どもたちの就学の機会を保障します。

3-1 人生100年時代*を見据えた生涯学習社会*の実現

現状と課題

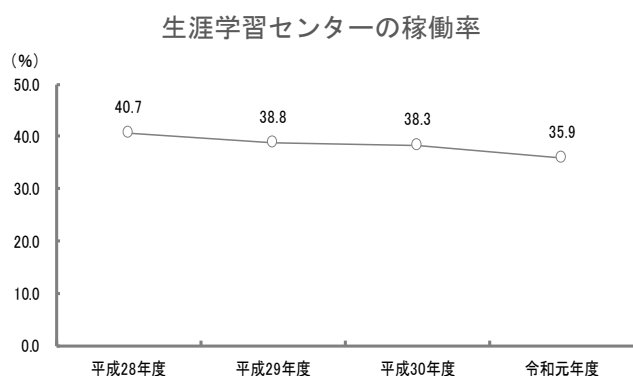
社会を取り巻く環境が急激に変化する中、すべての住民が地域社会の構成員として社会参加し、地域コミュニティの維持・活性化へつなげることが期待されています。また、人生100年時代*を見据えて、人生を豊かに暮らしていくために、生涯にわたって学びを継続していく必要性が高まっており、それぞれのライフステージのニーズに応じた学びの機会を提供することが求められています。

多様化・高度化する生涯学習ニーズへの対応やコミュニティセンターにおける生涯学習活動の充実化などにより、生涯学習センターの稼働率が低迷しており、平成30年度（2018年度）に行った、生涯学習センターのあり方検討結果を踏まえて、市民の生涯学習活動の拠点としての役割を果たすことが求められています。

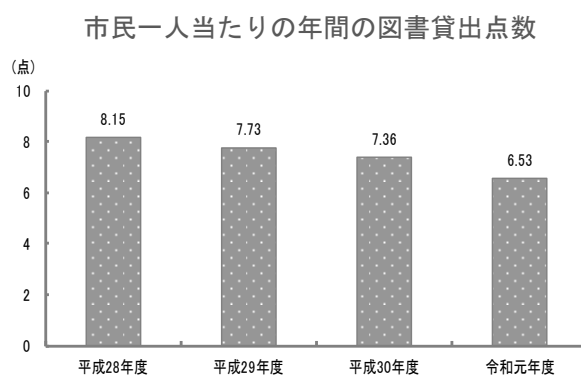
また、市民が学んだことを地域社会等で活かす機会が少ない状況であり、市民自らが学んだことを地域で実践・活躍できる環境づくりが課題です。

そして、生涯学習活動を行う世代層において高齢者の比率が高く、若者の参加が少ない傾向にあり、今後は働き方改革による余暇時間の増加等により、働く世代における生涯学習機会の増加が予測され、若者や勤労世代が新しい地域社会の担い手となるうえでも、生涯学習活動に参加し、学んだことを地域に還元できる環境づくりが求められています。

また、生涯を通じて学ぶ場として、市立図書館の役割は重要です。市民一人当たりの年間の図書貸出点数が減少傾向にあることから、図書館資料を充実していくことや図書館へ行ってみたいとなる様々な行事の実施、ボランティア等との連携・協力をさらに充実するなど、利用者に応じたサービスを充実していくことが課題です。加えて、図書館から遠い地域及び未利用者への利用促進を図るとともに、司書のさらなる資質・技能の向上に努めるなど、図書館サービスを充実させることが必要です。



資料：八尾市教育委員会調べ



資料：八尾市教育委員会調べ

施策の方向性

- 市民が主体となって学術・文化・教養の向上が図られるよう支援するとともに、生涯学習センターを中心として、コミュニティセンター等と連携し、SDGs*を踏まえ消費者教育や防災教育、環境教育などの現代的・社会的な課題*に対応した学習が行える環境づくりに取り組みます。
- 「学びの循環」「知の循環」を促進し、市民の心豊かな暮らしと、持続可能な生涯学習社会*となるよう、「人材バンク」の活用を図る等により、市民が自ら学んだ能力や技術・知識を活かし、地域の人材と活躍の場を結びつけ、コミュニティセンター等と連携できる環境づくりを進めます。
- 若い世代がボランティア活動などにより地域に関わっていける人材となり、地域コミュニティとの関係を深めていける環境づくりを進めるとともに、若者が自らの強みを活かして地域で活躍するための支援づくりに取り組みます。
- 識字教室や日本語教室事業の役割が高まる中、「よみ・かき・ことば」を必要とする市民へ継続的な学習の場を提供します。
- 生涯学び、社会で主体的に生きていけるように、図書館において市民が必要とする資料の収集、保存、提供を行うとともに、地域や市民の抱える課題等の解決に向けて、必要な情報を提供するなど支援します。
- 様々な図書館活動を行うことで、未利用者への利用促進を図るとともに、市民に読書の輪が広がっていくよう、読書に親しむ環境づくりを進めます。また、既存の図書館を核としながら、紙と電子による資料のハイブリッド化を進め、図書館の利用促進への取組みを進めます。
- 子ども、中高生、高齢者、障がいのある人、図書館への来館が困難な人、外国人市民などの利用者に応じたサービスに取り組みます。特に、子どもの読書活動では、本市の「子ども読書活動推進計画」を踏まえ、学校図書館や就学前施設、庁内関係部署、図書館ボランティア等と連携を図りながら取組みを進めます。
- 市民への全域サービスを行うために、図書館4館から遠隔地である地域に移動図書館を巡回させて、地域住民に図書館サービスの充実を図るとともに、司書のさらなる資質・技能の向上に向けて、積極的に研修への参加を促すなど、レファレンスサービス*への対応能力を高めます。



【八尾市立図書館の読書通帳】



学んだことを地域で実践・活躍 ～まちなかの達人～

皆さんは、日々の生活のなかで、

「このような事について学びたい。」
「スポーツを始めたいけれど、誰か教えてくれる人はいないかな？」
「子育てサークルに絵本の読み聞かせ方を教えてくれる人はいないかな？」
「自分の特技や資格を活かして、地域の人々に教えてみたい。」
「教わったことを、みんなに広めたい。」



といったことを感じたり、思ったことはありませんか。

◆地域の人材と活躍の場を結びつける取組み

八尾市では、「これまで仕事で培ってきた技術や知識をまちなかで活かしたい」、「習い事で覚えた技術を活かして地域に協力したい、広めたい」という人を『文化・スポーツボランティアバンク“まちなかの達人”』として登録し、そうした人たちと、これから能力を高めたい・学びたいと考える人たちをつなぐ取組みを進めています。

これまで様々な活動等を通して培った「技術」や「知識」を、地域で役立ててみませんか。



【「まちなかの達人」冊子】

3-2 都市の魅力と人々の活気を高めるスポーツの振興

現状と課題

スポーツには、体を動かすことから得られる体力や健康の増進に加え、地域コミュニティの活性化などといった多面的な効果があります。

市内では地域主体の市民スポーツ祭やスポーツ競技団体等によるスポーツ教室や大会が開催されていますが、市民が気軽に運動を通じた健康づくりができるように、すべての市民が地域でスポーツを楽しむ機会や環境づくりが求められています。

また、世界的スポーツ競技大会の開催により、市民のスポーツへの意欲や関心がますます高まる中、トップクラスのスポーツ選手と身近に触れ合い、参加できる事業を展開することが課題です。

さらに、市民の健康増進や体力向上に向け、余暇時間を有効に活かして気軽にスポーツや運動を楽しむ市民が増えていますが、市民の健康維持増進・体力向上を進めるうえで、日常生活の中から気軽に身体を動かす運動やスポーツに取り組む意識を高める環境づくりや習慣づけが必要です。



平成 19 年 10 月撮影
【市民スポーツ祭】



平成 31 年 2 月撮影
【小学生なわとび名人検定】

施策の方向性

- 市民が気軽に運動を通じた健康づくりに取り組めるよう、体操やウォーキング等、身近で参加できる運動・スポーツ活動の機会を各種スポーツ関係団体や地域との協働により創出するとともに、日常生活の中で取り組める運動スタイルの普及を進めます。
- 子どもたちがトップアスリートと触れ合い、感動を味わう機会づくり等を進めるとともに、スポーツを通じた都市の活力を高めるためプロ選手との交流機会の創出や市民応援デー等を開催します。

※令和3年度（2021年度）組織機構の見直しにより、「スポーツに関すること」については、市長部局で管理・執行することとなりました。

3-3 歴史資産などの保全・活用・発信

現状と課題

歴史資産については、まちづくりの核として地域や生涯学習で活用し、地域の魅力の一つとして位置づけ、市内外へ発信することで、地域社会全体での継承につなげていく必要があります。

由義寺跡や高安千塚古墳群が国史跡となり歴史資産の保全が進んでいますが、今後、発掘調査で出土した遺物と市民等から寄贈、寄託された資史料を安全に収蔵・展示するためのスペースの確保や由義寺跡等の史跡を日常的に利活用できる環境整備が求められています。

市史編纂や歴史民俗資料館等の調査によって文化財の資史料やデータが蓄積され、市域の歴史の解明が進んだことで指定文化財の件数が増加していますが、幅広い世代のニーズに対応し、効果的に発信する必要があります。

また、所有者の世代交代等による文化財の散逸や少子高齢化により祭りや習慣等の廃止、ボランティアの高齢化が進んでおり、地域社会全体による取組みが求められています。

さらに、史跡等の活用、保全や文化財調査を継続して行える体制づくりが課題です。



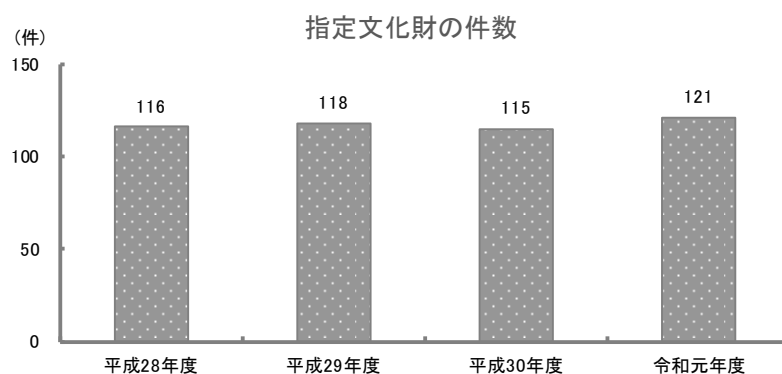
平成 28 年 12 月撮影

【由義寺跡】



平成 15 年 8 月撮影

【心合寺山古墳】



資料：八尾市教育委員会調べ

施策の方向性

- 歴史資産を活かしたまちづくりの核として、文化財を地域や生涯学習で活用でき、市内外へ魅力が発信できるように国史跡高安千塚古墳群、由義寺跡等の整備に取り組みます。
- 地域に受け継がれてきた様々な歴史資産を次世代に継承するため、「文化財保存活用地域計画」の策定を行い、地域住民や NPO・ボランティアとの協働によって保全・活用を進めます。
- 市民等にとって新たな発見につながり、興味をもってもらえるような方法を検討し、歴史資産や文化財施設において ICT*を活用した情報発信を進めます。
- (公財)八尾市文化財調査研究会の役割を整理し、持続可能な文化財保護行政を構築します。

※令和3年度(2021年度)組織機構の見直しにより、「文化財の保護に関すること」については、市長部局で管理・執行することとなりました。

4-1 教育環境の整備・充実

現状と課題

超スマート社会*が目前に迫っており、そのような時代を生きる子どもたちには、ICT*を基盤とした先端技術の活用が求められます。

このような背景から「GIGAスクール構想*の加速化」として令和2年度（2020年度）に、高速通信ネットワークと児童・生徒1人1台の学習者用コンピュータを整備しました。

今後、先端技術や教育ビッグデータ*を活用しながら、多様な子ども一人ひとりの個性や置かれている状況に応じた最適な学びを実現することが求められています。

学校施設の維持管理と整備については、本市の学校施設は昭和時代後半に建設された建物が大半を占めており、適切な保全と時代に即した機能更新を計画的に実施していくことが課題です。

また、地域開発や少子化等の社会的な環境の変化に伴い、学校規模の適正化に継続的に取り組んでいくことが求められています。

一方、小学校給食施設については、安心・安全な小学校給食のため、調理場施設・設備の改修等を行っていますが、ドライ化等の機能更新が必要な施設があります。また、中学校での「全員給食実施方針」に基づいた施設整備が必要です。

さらに、社会教育施設やスポーツ施設の老朽化が進んでおり、施設機能を維持するための対策が必要です。

施策の方向性

- AI*や教育ビッグデータ*等の先端技術を活用した個別最適化された学びや、ICT*を活用した協働的な学びを通じて授業の変容を実現することで、多様な子どもを誰一人取り残すことなく児童・生徒の力を最大限に引き出していきます。
- 学校施設の維持管理と整備については、市の公共施設マネジメント基本計画及び実施計画と整合を図りつつ、施設や設備全体の老朽化に対する安全性の確保と教育・学習環境改善のための機能更新を総合的に進めます。
- 学校規模に起因する様々な教育課題を解消し、教育環境の充実を図るため、すべての子どもの育ちにとって望ましい就学環境のあり方について検討を進めるなど、本市の実情に即した学校規模の適正化を進めます。

- 給食調理場等の整備・機能更新について、安心・安全な給食が提供できるよう公共施設マネジメントと連動して、計画的な整備等を実施していきます。
- 生涯学習センター、図書館などの社会教育施設をはじめ、総合体育館などのスポーツ施設において、市民が学習活動やスポーツを安定的に安心して楽しめる環境を提供するとともに、長期的・計画的な修繕等を進めることで施設の保全に努めます。



GIGA スクール構想って？

子ども一人ひとりがインターネットにつながったタブレットパソコンを使えるようにすることで、それぞれの学習ニーズに合った学びを進め、生きる力を確実に育成できる教育 ICT 環境のことをいいます。八尾市でも全学校への配備が進んでおり、今後本格的にタブレットパソコンを使った学習を進めていきます。

◆授業はどう変わるの？

タブレットパソコンを活用することで、次のような学習を通じて、子どもたちにこれからの社会で生き抜く力の育成を図っていきます。

- (1)写真やグラフなどの教材を、簡単に分かりやすく示すことができます。
- (2)一人ひとりに合わせたペースや内容で学習を進めることができます。また、シミュレーションなどのデジタル教材を用いることにより、深く考える学習が進みます。
- (3)先生が、これまで以上に深く丁寧に、子どもたちの学習状況などを把握することができます。
- (4)一人の子どもの考えを、学級全体で共有することがスムーズになり、効率的かつ効果的に授業を進めることができます。
- (5)遠隔地や他校などとの学校の壁を越えた学習など、これまでになかった新しい学習の形が可能になります。



令和2年 10 月撮影



令和2年 11 月撮影

※（参考）文部科学省リーフレット「GIGAスクール構想の実現へ」

【タブレットパソコンを活用した授業風景】

4-2 学校における指導・運営体制の充実と働き方改革の推進

現状と課題

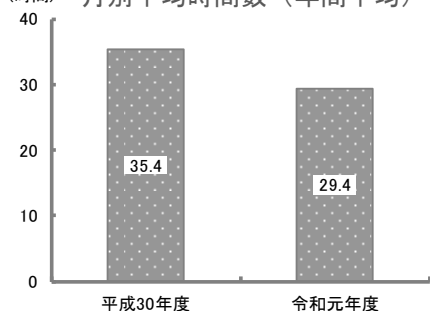
教育課題等が複雑化・多様化している中で、教職員の指導力のさらなる向上が課題です。

新学習指導要領の実施に対応した教職員の資質向上や、新しい時代に必要とされる子どもたちの資質・能力を育む教育内容の充実が求められています。

また、全国的に教職員の長時間勤務が課題となっている中で、教職員自らが生活の質を豊かにして人間性や創造性を高めることが、子どもたちへの効果的な教育活動につながることを踏まえ、学校における働き方改革*をより一層推進していくことが求められています。

いじめ、不登校、虐待、貧困対策等の複雑・困難化する課題への対応について、外部の専門人材を含めた「チームとしての学校*」の機能強化を図ることが必要です。

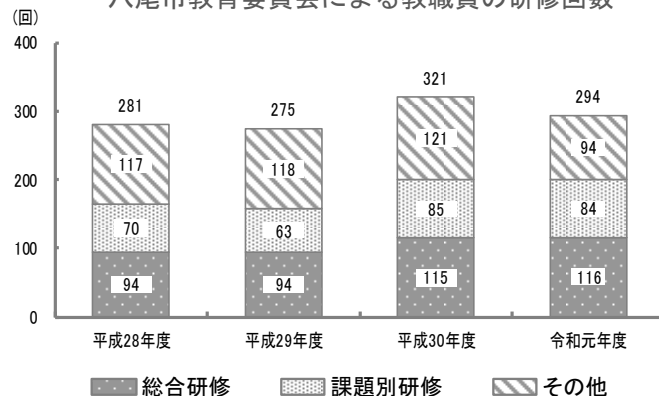
八尾市立学校に勤務する教員の時間外勤務時間
(時間) 月別平均時間数 (年間平均)



※ 令和元年度については、新型コロナウイルス感染症による臨時休業期間を含む。

資料：八尾市教育委員会調べ

八尾市教育委員会による教職員の研修回数



資料：八尾市教育委員会調べ

施策の方向性

- 時代の変化に適切に対応できる教職員として求められる資質を効果的かつ着実に修得できるよう、実施内容や形態を工夫した効果的な研修を実施し、初任者をはじめ、全教職員の資質向上を図ります。
- 本市教育の継承・発展のため、経験に応じた課題設定を行い、適切な支援を組織的、継続的に行うことで、指導力向上を図ります。
- 各校の状況に応じた長時間勤務の縮減に向けた取組みや、勤務時間管理及び健康管理を徹底するとともに、教職員一人ひとりの意識改革を推進するなど、学校における働き方改革*を推進します。

- 校長のリーダーシップのもと、教職員一人ひとりがどのような子どもを育てていきたいのかを全体で共有し、学校が一つのチームとして教育活動を進めていくことにより、学校の組織力を強化します。
- 学校内外の多様な人材を活用し、それぞれの専門性を活かし子どもたちに必要な資質・能力を確実に身につけさせることができるよう、人材の活用状況とその効果を検証し、組織的・機能的な体制を確立します。

4－3 児童・生徒の安全確保

現状と課題

近年は台風や豪雨により河川の氾濫や土砂災害などの自然災害が多発しており、災害発生時に備え、子どもの頃から防災意識を高めることや、災害時に備えて、日頃から家庭や地域と連携した学校防災力の強化に取り組むことが必要です。

また、近年では、登下校時の交通事故や、子どもの命に関わるような犯罪に巻き込まれるなどの事案が全国的に発生しており、安全対策の徹底が求められています。

通学路の交通安全対策については、道路の構造上の問題などから対策が進みにくい場所が存在することが課題です。

さらに、新型コロナウイルス感染症との共存を前提とした、新しい生活様式*の中における学校運営を継続していくため環境衛生の充実が求められています。

令和元年（2019年）中のお大阪府内における16歳未満の子どもに対する暴行等の主な犯罪

	16歳未満	うち小学生以下
暴行等の主な犯罪	525	290
声かけ等事案	1,310	984

資料：大阪府警察調べ

施策の方向性

- 地震や台風などの自然災害から自らの身を守ることができるように、様々なケースを想定した避難訓練の実施等、地域の特性等も念頭に置いた防災教育を実施します。また、災害時に迅速かつ適切な対応がとれるよう、平時から災害時の対応等について家庭や地域との連携に取り組み、学校防災力を高めます。
- 不審者侵入時の対応など、教職員の危機管理能力の向上を図るとともに、子どもが様々な危険から自分や他人の心と体を守る力などを育成します。
- 安全対策推進員の配置等により、学校施設内での児童・生徒の安全を確保します。
- 登下校時に防犯上あるいは通学の面から危険があると考えられる個所等について、スクールガード・リーダー*等による安全指導や啓発等の取組みを進めます。
- 路面標示や路側帯のカラー化、歩道の整備などの通学路における安全対策を進めます。
- 学校施設における環境衛生の安全性のさらなる向上を図るため、保健・医療機関と連携しながら、感染予防対策や指導等に取り組みます。

4-4 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

現状と課題

新学習指導要領において、「社会に開かれた教育課程」を重視することが示されており、学校・家庭・地域・各種団体等が一体となって、子どもや学校の抱える課題解決等に取り組む「地域とともにある学校づくり」が求められています。

学校・家庭・地域の連携・協働の推進について、学校・家庭・地域が連携・協働する仕組みづくりや、活動に関心のある人の参画を促す取組み、地域社会全体ですべての子どもの育ちを見守ることが求められています。

また、子どもを地域社会全体で育てるためにも、子育て家庭の孤立を防ぎ、支援をすることが重要であり、学校、地域とともに子どもの成長を支えるという意識を保護者と共有するとともに、子育ての悩みや不安を解消するための仕組みづくりが必要です。



平成 30 年 4 月撮影

【学校支援ボランティアによる給食の見守り】



平成 30 年 9 月撮影

【八尾市 PTA 協議会の交流会】

施策の方向性

- 「地域とともにある学校づくり」をめざし、学校・家庭・地域・各種団体等が一体となって、子どもや学校の抱える課題解決等に取り組む仕組みづくりに向け、様々な取組みのさらなる連携を図りつつ、「学校運営協議会*」の設置や「地域学校協働活動*」などの取組みを推進します。
- 学校、地域、行政が力を合わせて地域社会全体で家庭教育の支援に取り組むため、本市の実情に即した家庭教育の支援を図るとともに、子育て家庭に対して学びに関する情報の提供や子どもや保護者等の交流、保護者、地域、学校の三者が共通のテーマでの学習を行い課題解決に向けた学習の場を提供します。

第5章

計画の推進

1 連携協力の推進

本計画の実現に向けては、子育て、福祉、健康、芸術文化などの各分野と連携を図りつつ、教育委員会と市長部局が一体となって取組みを進めていきます。

また、学校、家庭、地域、各種団体など多様な主体と連携・協力し、社会全体で推進することとします。

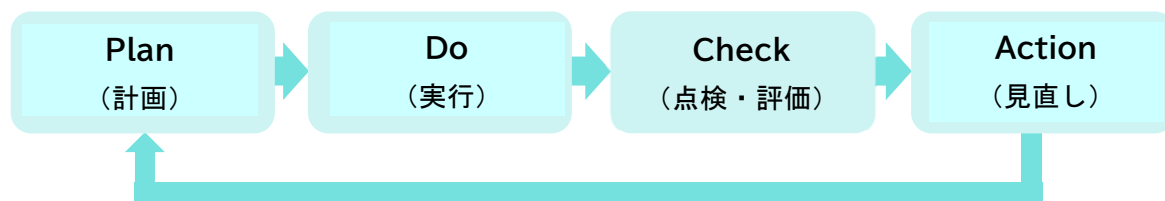
2 進行管理及び公表

計画を着実に推進していくため、Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（見直し）のサイクル（PDCA サイクル）に基づく進行管理により、効果的・効率的な施策の推進につなげていきます。

本計画に基づく具体的な事業については、市で策定する「実施計画」に位置づけて実施します。また、実施した事業の成果や進捗状況は、市が実施する行政評価、教育委員会が実施する点検・評価により、把握・分析し、その評価結果を実施計画の策定に活かすことで、事業の改善や成果の向上を図ります。

なお、教育委員会が実施する点検・評価は、学識経験者の知見も活用しながら、毎年、「教育委員会点検・評価報告書」として作成し、議会へ報告するとともに、市のホームページ等を通じて市民に公表します。

PDCAサイクルに基づく進行管理

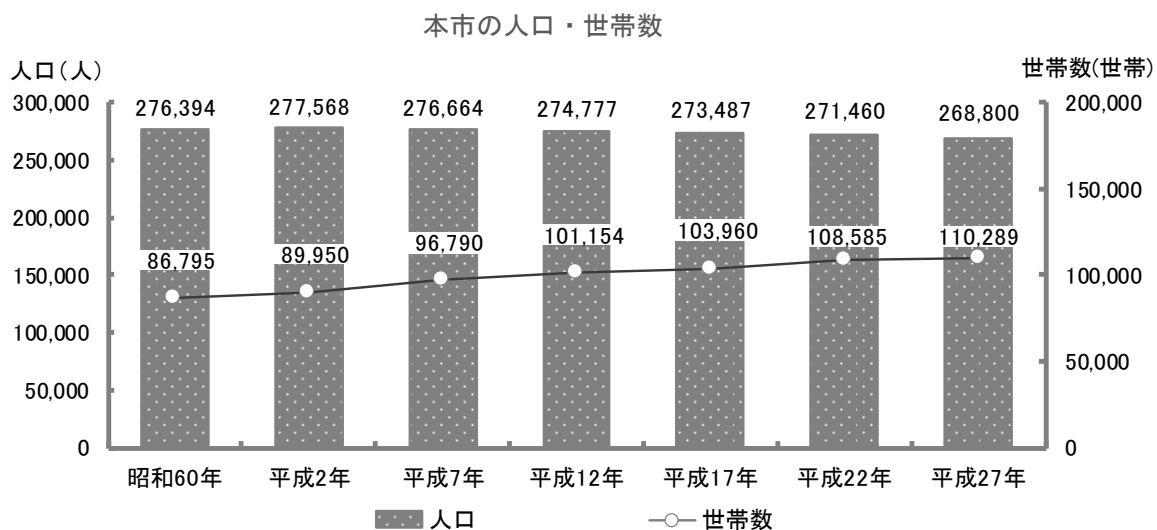


資料編

1 統計データ

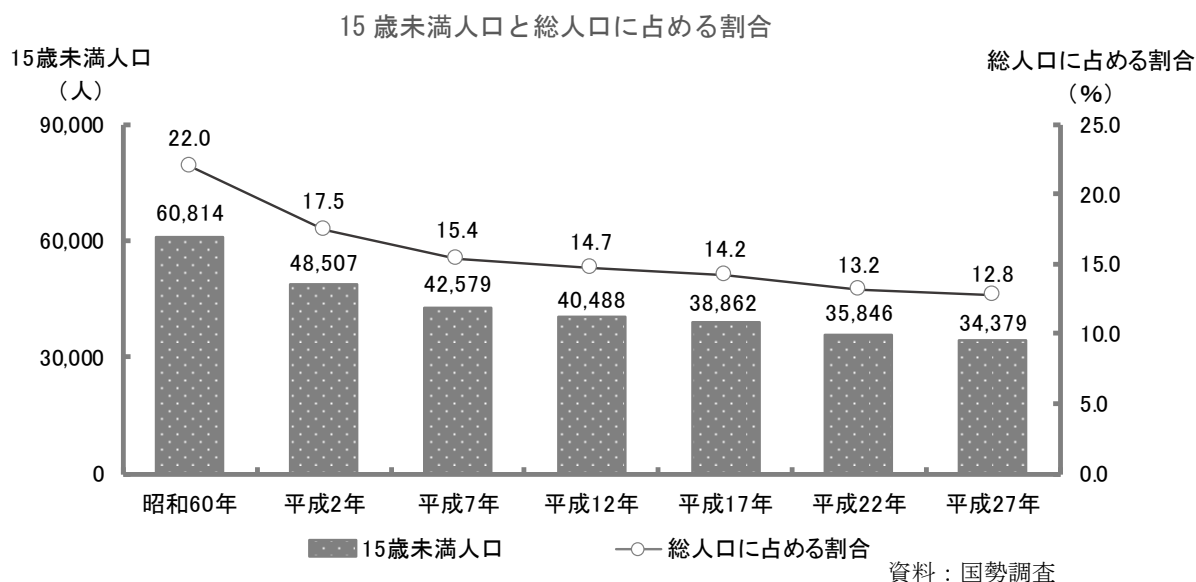
(1) 本市の人口・世帯数

本市の人口は減少しており、平成 27 年（2015 年）では 268,800 人となっています。また、世帯数は増加しており、平成 27 年（2015 年）では 110,289 世帯となっています。



(2) 15 歳未満人口と総人口に占める割合

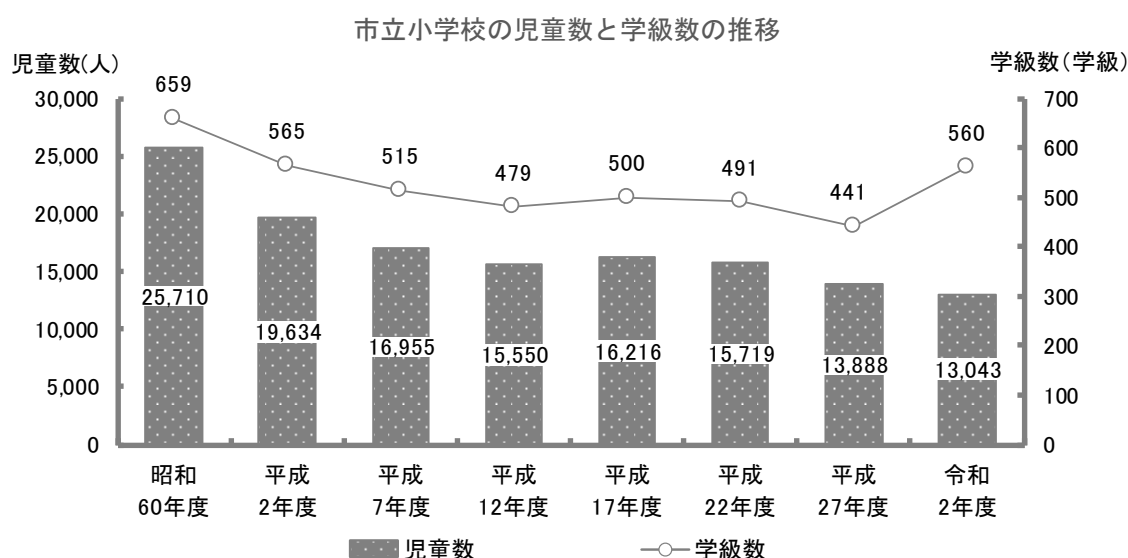
15 歳未満の人口をみると、減少しており、平成 27 年（2015 年）では 34,379 人となっています。また、総人口に占める割合も減少しており、平成 27 年（2015 年）では 12.8%となっています。



(3) 市立小学校（義務教育学校前期課程を含む）の児童数と学級数の推移

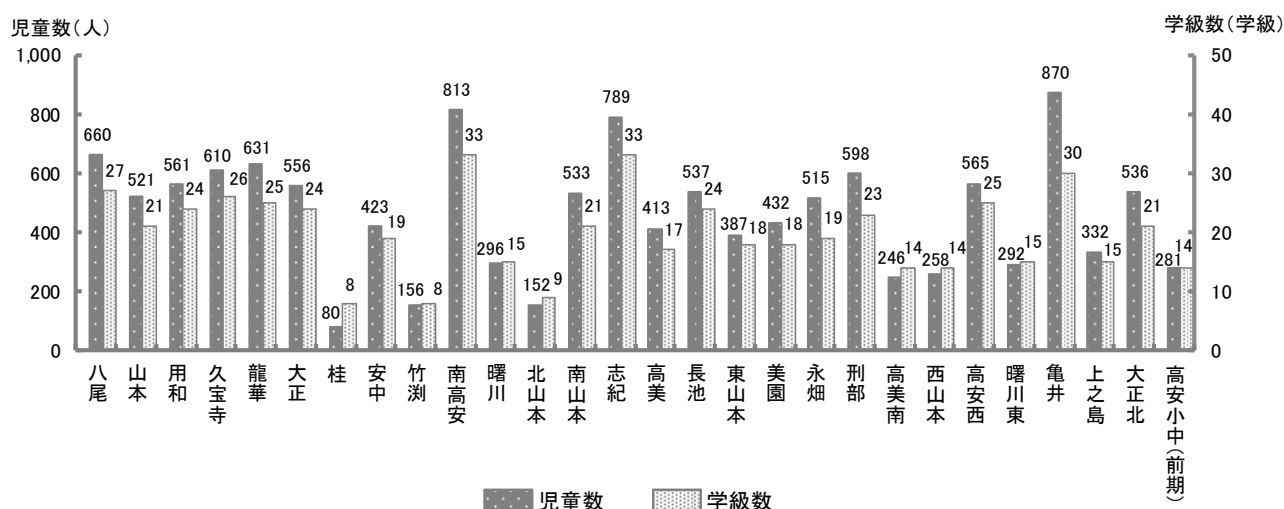
市立小学校の児童数と学級数の推移をみると、児童数は減少傾向にあり、令和2年度(2020年度)では13,043人となっています。また、学級数は平成27年度(2015年度)までは減少していましたが、令和2年度(2020年度)では増加しており、560学級となっています。

令和2年度(2020年度)の小学校別児童数・学級数は、児童数の多い学校と少ない学校の差が大きくなっています。



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

令和2年度（2020年度）の小学校別児童数・学級数

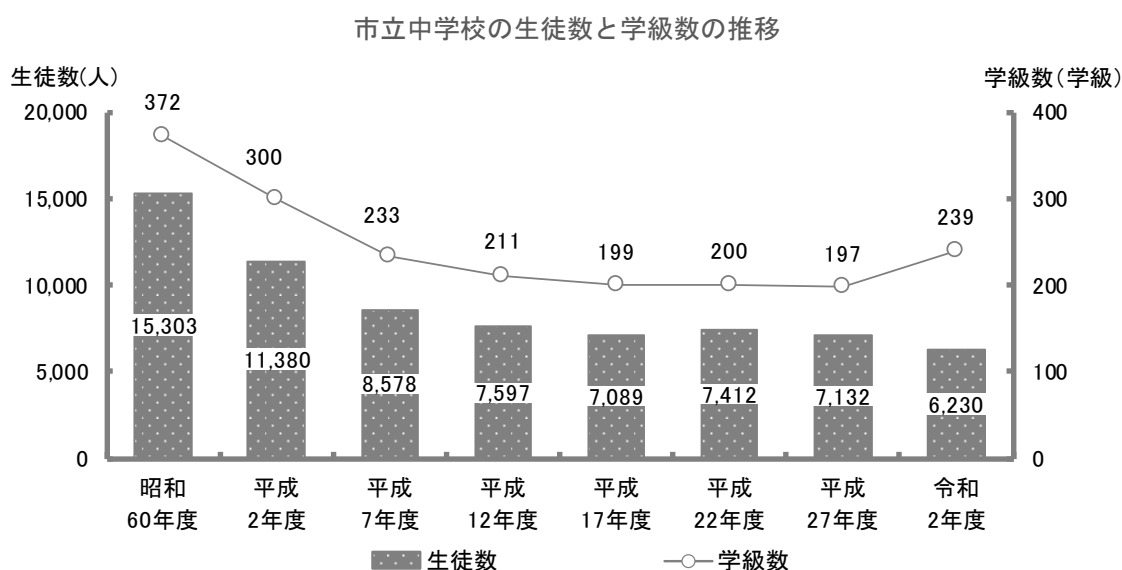


資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(4) 市立中学校（義務教育学校後期課程を含む）の生徒数と学級数の推移

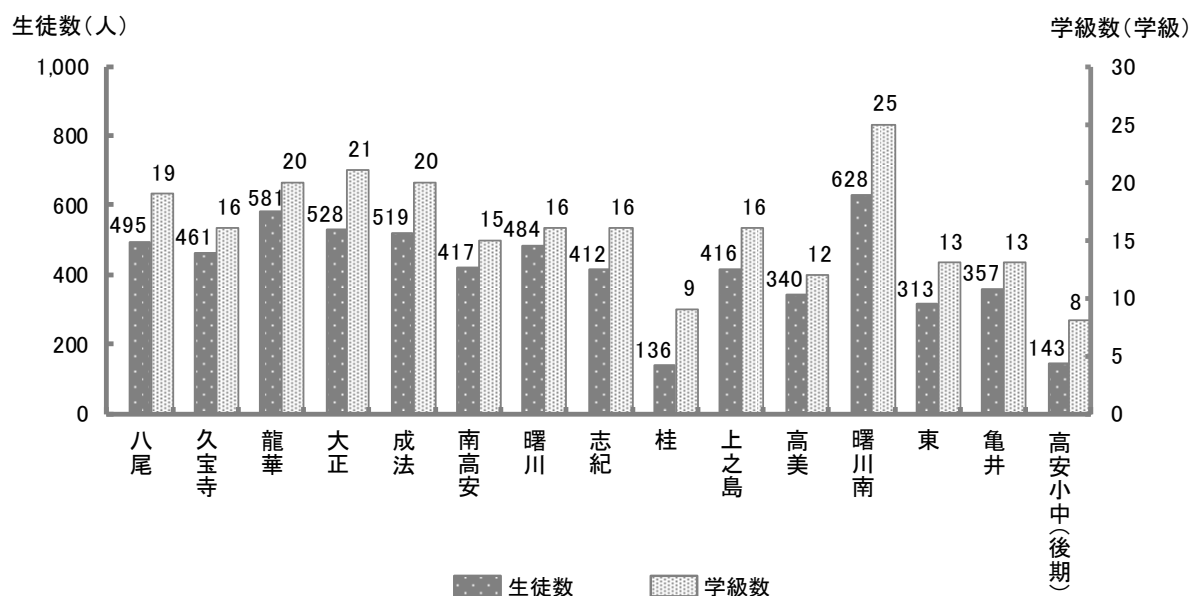
市立中学校の生徒数と学級数の推移をみると、生徒数は減少傾向にあり、令和2年度（2020年度）では6,230人となっています。また、学級数は平成27年度（2015年度）までは減少していましたが、令和2年度（2020年度）では増加しており、239学級となっています。

令和2年度（2020年度）の中学校別生徒数・学級数は、生徒数の多い学校と少ない学校の差が大きくなっています。



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

令和2年度（2020年度）の中学校別生徒数・学級数



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

2 八尾市教育振興基本計画審議会規則

平成27年7月22日教育委員会規則第5号

（趣旨）

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和34年八尾市条例第195号）第2条の規定に基づき、八尾市教育振興基本計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会についての必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 審議会は、八尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に依りて、次に掲げる事項について所掌する。

- （1） 八尾市教育振興基本計画（以下「振興基本計画」という。）の調査、審議に関すること。
- （2） その他教育委員会が振興基本計画上必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

- （1） 学校教育の関係者
- （2） 社会教育の関係者
- （3） 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （4） 学識経験のある者
- （5） その他教育委員会が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る答申を行う日までとする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長は副会長を指名し、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（書面等による審議）

第7条 会長は、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面又は電磁的方法により審議することをもって会議に代えることができる。

（関係者の出席）

第8条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の議事に関係のある者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、教育総務部教育政策課において行う。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年2月15日教委規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（発令）

2 この規則の施行の際、現に担当にある職員は、特に辞令を用いて発令された者を除き、辞令を用いずに、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）をもって当該課係長として発令されたものとみなす。

3 この規則の施行の際、現に主査にある職員は、特に辞令を用いて発令された者を除き、辞令を用いずに、施行日をもって当該課主査として発令されたものとみなす。

4 この規則の施行の際、現に次の表の左欄に掲げる部課係に属する職員は、特に辞令を用いて発令された者を除き、辞令を用いずに、施行日をもってそれぞれ対応する同表右欄に掲げる部課に属すべき職員として発令されたものとみなす。

旧所属			新所属		
生涯学習部	教育政策課	総務係	教育総務部	総務人事課	総務係
//	//	教育政策係	//	教育政策課	教育政策係
//	教育人事課	人事係	//	総務人事課	人事係
//	//	経理係	//	教育政策課	学校園運営室
//	生涯学習スポーツ課	学習推進係	//	生涯学習スポーツ課	地域生涯学習係
//	//	市民スポーツ係	//	//	地域スポーツ係

附 則（令和2年3月27日教委規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月22日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、次に掲げる規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(1)～(4) （略）

(5) 第5条の規定による改正後の八尾市教育振興基本計画審議会規則

(6)～(12) （略）

3 八尾市教育振興基本計画審議会委員名簿

(◎は会長、○は副会長 敬称略)

区分	氏 名	所 属 等
学校教育の 関係者	山口 久美子	就学前施設園長
	岡田 匡史	八尾市小学校校長会
	牧野 好秀	八尾市中学校校長会
社会教育の 関係者	森下 明美	八尾市民生委員児童委員協議会
	田中 順治	八尾市社会教育委員
	中浜 多美江	八尾市女性団体連合会
	西田 裕	八尾市自治振興委員会
	松田 直美	一般財団法人 八尾市人権協会
	村尾 佳代子	八尾市青少年育成連絡協議会
	竹ノ株 宏美	八尾市地区福祉委員長連絡協議会
	西谷 嘉津枝	八尾市体育連盟
	松井 純子	八尾市図書館協議会
家庭教育の向上に 資する活動を行 う者	吉野 友紘	八尾市PTA協議会
学識経験の ある者	◎森 久佳	大阪市立大学
	○赤松 喜久	大阪教育大学
	○中道 厚子	大阪大谷大学
その他教育委員会 が必要と認める者	卯川 美樹	公募市民
	新開 ちあき	公募市民

4 八尾市教育振興基本計画の策定経過

実施日	会議等	内容
令和2年 8月4日（火）	八尾市 教育振興基本計画審議会 （第1回会議）	○八尾市教育振興基本計画審議会の運営について ・会長及び副会長の選出 ○八尾市教育振興基本計画策定のスケジュール等について ○八尾市教育振興基本計画策定の方向性について
令和2年 9月18日（金）	八尾市 教育振興基本計画審議会 （第2回会議）	○八尾市教育振興基本計画（素案）について ○その他
令和2年 10月23日（金）	八尾市 教育振興基本計画審議会 （第3回会議）	○八尾市教育振興基本計画（素案）について ○その他
令和2年 11月20日（金）	八尾市 教育振興基本計画審議会 （第4回会議）	○八尾市教育振興基本計画（素案）について ○八尾市教育振興基本計画（素案）の市民意見提出制度（パブリックコメント）の実施について
令和2年 12月18日（金）～ 令和3年 1月18日（月）	市民意見提出制度（パブリックコメント）の実施	
※書面開催 令和3年 1月28日（木）～ 2月3日（水）	八尾市 教育振興基本計画審議会 （第5回会議）	○「パブリックコメント実施結果と市の考え方(案)」及び「答申(案)」の確認について ○八尾市教育振興基本計画の答申内容の決定について

5 第2期八尾市教育大綱 8つの方針

○未来を担う子どもたちの育成

- ・家庭、地域、学校、行政等の様々な主体の連携・協働により、子どもたちが、様々な経験や人との関わり、目標に向かって新しい時代を主体的に生きていくために必要とされる力や知識を育みます。
- ・相手の立場に立ち物事をとらえ、他者とも互いを認め合いながら自立し、何事にも自ら積極的にチャレンジし、主体的に社会の形成に参画するとともに、地域の人々とふれ合うことで、地域に愛着と誇りを持てる子どもたちを育みます。
- ・経済活動等におけるグローバル化の進展の中で、多様な国・地域の文化や課題を知る機会の提供などに取り組み、SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」、「誰一人取り残されない」という理念を踏まえた持続可能な社会の実現に貢献できる子どもたちを育みます。
- ・Society5.0時代の学びの実現に向けた教育ICT環境づくりを進め、子どもたち一人ひとりに個別最適化され、資質・能力や創造性を一層育むとともに、その様な社会で重要となるプログラミング的思考等の情報活用能力を持てるよう育みます。

○一人ひとりの人権が尊重される「いじめ」や「虐待」から子どもを守る環境づくり

- ・互いの人権を尊重し、あたたかい心でまじわり、ともに認め合うことができる社会の実現をめざします。
- ・八尾市いじめから子どもを守る条例の理念のもと、家庭、地域、学校等あらゆる場において、子どもの命を最優先に、子どもの権利を尊重し、市民とともに、「いじめ」の未然防止、早期発見・早期対応・解決に向けた確実な取り組みを推進します。
- ・「いじめ」からすべての子どもを守り、安心して生活し、健やかに育つことができる地域社会の実現をめざします。
- ・児童虐待防止のために関係機関と連携強化を図り、子どもの人権が尊重され、虐待等から守られる社会づくりへの取り組みを進めます。

○すべての市民に寄り添う、切れ目のない子育て支援、教育相談および教育支援体制の充実

- ・妊娠、出産、子育ての各段階に応じた切れ目のない支援により、子どもの育ちと子育てに寄り添い、すべての人が、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進めます。

- ・子どもの成長に伴う子育てや教育の悩みなどについて、気軽に相談ができ、必要な情報が適切に得られる体制の構築や機会を提供するなどの取り組みを進め、子育て家庭の孤立を防ぎ、支援します。

○子どもたちの学びを支えるセーフティネットの構築

- ・SNS等によるいじめや、学校生活や家庭環境など様々な理由による不登校等、子どもや家庭の抱える課題の未然防止・早期発見・早期解決に向け、関係機関等との連携や専門職による支援といった環境の充実を進めます。
- ・障がいのある子どもたちや日本語指導を必要とする子どもたち、性的マイノリティの人などへの偏見や差別をなくすため、互いに認め合い、高め合う総合的な支援の充実を図り、教育の機会均等を保障し、「共に学び、共に生きる」教育を推進します。
- ・経済的・社会的な状況により子どもたちが進学や修学を断念したり、意欲を失わないよう、必要な支援や、きめ細かな学習指導等を行うとともに、行政・学校・関係機関等による教育相談体制を整えます。

○就学前施設における質の高い教育・保育及び小学校教育への円滑な接続の実現

- ・子どもの健やかな育ちのための質の高い教育、保育を実現するとともに、子育て支援の充実をめざし、認定こども園等の就学前施設と小学校の連携強化を推進し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

○確かな学力と豊かな心の育成

- ・子どもたちが、安心して学び、着実な学力向上や豊かな人間性、社会性の育成が図れるよう、すべての中学校区で、義務教育9年間の系統性、連続性に配慮した一貫性のある教育活動を推進します。
- ・子どもたちの生涯の基盤となる確かな学力を育むため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進め、教職員が子どもと向き合える時間を確保するとともに、教員一人ひとりの力を高め発揮できる環境を整えます。
- ・自分自身を価値ある存在であると感じ、自分を好きになり、何事にも自信をもって積極的に行動できる子どもたちを育むため、家庭、地域の連携・協働により取り組みを進めます。
- ・すべてのかけがえのない生命を尊び、自然・環境を大切にする態度を養います。

○健康に生きるための体の育成

- 健やかな体を育成するため、運動に親しみ、体力向上に積極的に取り組めるよう、運動を肯定的にとらえる意識や体力の向上に積極的に取り組み、健康の保持増進を図ります。
- 健康教育や保健教育の充実を図り、健康に関わる課題の解決や健康づくりへの意識を高め、生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、基本的な生活習慣や運動習慣を身につけた子どもたちを育みます。
- 小中学校の給食については本市の実情に即し実施することで、発育・成長期にある子どもたちが望ましい食習慣と食の自己管理能力をさらに高める食育を推進します。
- 食育を健やかに生きるための基礎と位置づけ、家庭と学校が連携して、食に関する知識、食を選択する力、望ましい食習慣の形成を子どもたちに身につけさせることをめざします。

○誰もが生涯にわたって学び社会で活躍し、豊かな人間性を育む環境づくり

- 市民が生涯にわたって学ぶことができ、その知識や成果を社会に還元できる生涯学習の機会、情報の提供や図書館サービスの充実を図ります。
- 市民が芸術文化に親しむ機会を提供するとともに、地域における文化芸術活動の推進、芸術文化の振興を図ります。
- 市民が地域に受け継がれてきた文化財等の歴史資産を次世代に継承し、誰もが身近に触れ、郷土の歴史を学べるよう、歴史資産などの保全・活用・発信の充実を図ります。
- 市民がスポーツ・レクリエーション活動に参加できるように活動の場の充実を図ります。

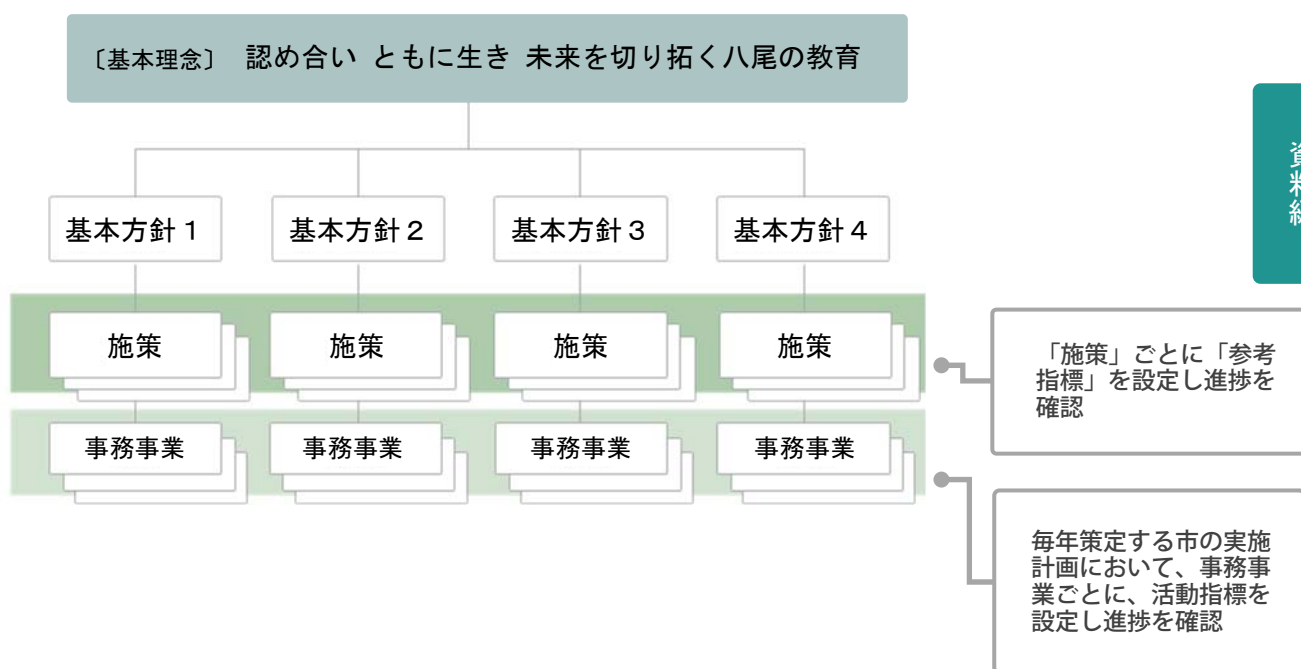
6 参考指標

本計画を効果的かつ着実に推進するためには、本計画に掲げられた基本理念や基本方針を踏まえ、社会の潮流や教育を取り巻く環境の変化に的確に対応し、進捗状況を検証しながら、施策を展開する必要があります。

そこで、本計画に基づく施策の達成状況を測る物差しとして、「参考指標」を設定しました。

「参考指標」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により毎年実施している「教育委員会事務の点検及び評価」を行う際の参考とし、施策の進捗状況を把握する規準の一つとして活用します。

なお、設定した「参考指標」は、施策の達成状況を測るめやすの一つであるため、当該施策の評価にあたっては、指標のみに拠ることなく、「施策」に位置づけられる事務事業の進捗状況もあわせて確認し、多角的な視点から施策全体について評価し、事業の内容を随意見直していくこととします。



「全国学力・学習状況調査」・・・上段：小学校6年生、下段：中学校3年生
「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」・・・上段：小学校5年生、下段：中学校2年生

【基本方針1 夢に向かってチャレンジし、未来を切り拓く力を育成します】

施策	指標の考え方	指標	実績値 (R元年度)	目標値 (R6年度)
1-1 幼児教育の充実	市内就学前施設の質が向上しているか	幼児教育の取り組みに対する評価を肯定的に回答した保護者の割合(%)	92.4	95.0
1-2 確かな学力の育成	主体的・対話的で深い学びが推進されているか	「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができる」と思う児童・生徒の割合(%)	74.1	78.0
			68.8	75.1
	子どもたちの学力が向上・維持できているか	「全国学力・学習状況調査」の全国平均正答率との差(国・数平均値)(ポイント)	-3.7	0
			-2.8	0
	外国語教育が推進されているか	「授業では、英語で話したり書いたりして、自分自身の考えや気持ちを伝え合うことができる」と回答する生徒の割合(%)	54.2 (中のみ)	75.0
	自己の進路を選択する意欲が高まっているか	将来の夢や目標を持っている児童・生徒の割合(%)	81.3	83.8
			65.5	70.5
1-3 豊かな心の育成	子どもたちの自己肯定感や自己有用感が育成されているか	「自分にはよいところがある」と思う児童・生徒の割合(%)	78.4	81.4
			67.5	74.5
		「人の役に立つ人間になりたい」と思う児童・生徒の割合(%)	94.2	95.2
			93.2	94.3
1-4 健やかな体の育成	健やかな体を育てる教育が推進されているか	毎日、朝食を食べる児童・生徒の割合(%)	93.6	95.1
			89.1	92.7
		小学校給食(副食)の残食率(%)	2.0	2.0
		体力合計得点の平均値の向上(男女平均値)(点)	52.6	55.0
			45.2	46.2
		「運動やスポーツをすることが好き」と回答する児童・生徒の割合(男女平均)(%)	88.4	90.4
			80.5	84.5
1-5 子どもたちの人権を守る教育の充実	自他の人権を尊重する教育が進められているか	人権教育研修講座受講者アンケートにおいて「学校内外で広めることは有意義である」という項目に肯定的評価をする教職員の割合(%)	97.0	100
		「いじめはどんな理由があってもいけないことだ」と思う児童・生徒の割合(%)	96.4	100
			95.8	100

【基本方針２ 学びを支えるセーフティネットを構築します】

施策	指標の考え方	指標	実績値 (R元年度)	目標値 (R6年度)
2-1 多様なニーズに対応した教育の推進	一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導がなされているか	支援を要する児童・生徒の課題改善率（％）	91.8	94.0
		日本語指導が必要な児童・生徒において、「授業の内容がわかる」と回答する割合（％）	-	80.0
2-2 教育相談および教育支援体制の充実	児童・生徒に対し、きめ細かな指導体制ができているか（教育支援体制の充実）	S S W対応児童・生徒の課題改善率（％）	29.2	35.0
	児童・生徒に対し、きめ細かな指導体制ができているか（教育相談の充実）	相談者の課題改善率（％）	86.3	90.0
2-3 学びと育ちの経済的支援	経済的に困窮している家庭の子どもが、安心して学び成長できる支援制度が活用されているか	就学援助認定児童・生徒の割合（％）	24.03	実績値の推移をもって評価検証

【基本方針３ 生涯にわたって学びを重ね、人生を豊かに生きられる環境を整えます】

施策	指標の考え方	指標	実績値 (R元年度)	目標値 (R6年度)
3-1 人生１００年時代を見据えた生涯学習社会の実現	地域の情報拠点として、利用者のニーズや地域、時代の要請等を踏まえた資料の収集、保存、提供がされているか	市民一人あたりの蔵書点数（点）	2.79	3.34
	生涯学習の活動を経験している市民が増えているか	生涯学習施設で実施する講座等の参加者数（人）	92,995	111,000
		生涯学習施設で実施した講座の修了生の成果発表者数（人）	-	1,340
		図書館の入館者数（人）	827,859	830,000
3-2 都市の魅力と人々の活気を高めるスポーツの振興	スポーツをする市民が増えているか	スポーツ施設の利用者数（人）	883,866	995,000
3-3 歴史資産などの保全・活用・発信	歴史・文化遺産を活用し歴史的価値の発信が行えているか	文化財情報の発信件数（件）	46	52
	文化財のさらなる保護・活用が進んでいるか	指定文化財の件数（件）	121	130
	郷土への愛着が育まれているか	ボランティア活動への参加人数（人）	345	350

【基本方針４ 地域とともに、社会の変化に応じた教育環境をつくります】

施策	指標の考え方	指標	実績値 (R元年度)	目標値 (R6年度)
4－1 教育環境の整備・ 充実	ＩＣＴの活用や教育 の情報化が推進され ているか	児童・生徒のＩＣＴ活用を指導 できる教員の割合（％）	58.9	70.0
	学校施設の設備が時 代の変化に対応して いるか	エアコン未整備特別教室(理科 室、技術・家庭科室)保有学校の 解消（校）	29	0
		小学校給食調理場のドライ化率 （％）	50.0	57.1
4－2 学校における指 導・運営体制の充 実と働き方改革の 推進	学校における働き方 改革が進んでいるか	教員の時間外勤務時間の縮減 （時間）	29.4	30.0
	教職員の指導力が向 上しているか	「授業の内容がわかる」と回答 する児童・生徒の割合（％）	85.8	86.3
			77.0	78.0
4－3 児童・生徒の安全 確保	学校の安全性が確保 されているか	各学校危機管理マニュアルの点 検・見直しを実施した学校の割 合（％）	-	100
4－4 学校・家庭・地域の 連携・協働の推進	地域とともにある学 校づくりが推進され ているか	保護者や地域の人との協働によ る活動を行った学校の割合（％）	78.6	83.5
			73.3	78.3

用語解説

【あ行】

アイデンティティ

本来は自分の存在を感じ取るという意味であることから、自他ともに認める独自性、特性、個性などをさす。

新しい生活様式

新型コロナウイルス感染症専門家会議からの提言を踏まえ、感染拡大を防止するために日常生活で実践すべきものとして、厚生労働省が示した行動指針のこと。具体的な実践例には、一人ひとりの基本的感染対策として、「身体的距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い」などが挙げられている。他にも、「3密の回避（密集、密接、密閉）」、「テレワークやローテーション勤務」、「会議はオンライン」などの項目がある。

新たな価値

世界規模での技術革新に限らず、地域課題や身近な生活上の課題を自分なりに解決し、自他の人生や生活を豊かなものとしていくという様々な工夫なども含むもの。

生きる力

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身につけさせたい「確かな学力」（基礎的な知識や技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力等）、「豊かな人間性」（自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心等）、「健康と体力」（たくましく生きるための健康や体力等）などの要素からなる、「知・徳・体」のバランスのとれた力のこと。

いじめ対応支援チーム

令和元年（2019年）6月に受けた八尾市いじめ調査委員会調査報告書提言に基づき設置された、市立学校で生起したいじめ事象について、外部専門家等の意見を踏まえ、事象の解決に向けた支援を行う組織のこと。委員は、弁護士、学識経験者、臨床心理士、社会福祉士等のいじめ問題について専門的な知識や経験を有する者で構成され、毎月1回の月例会議を実施している。

インクルーシブ教育システム

障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶための仕組み。地域の子どもができる限りともに学ぶことに配慮しつつ、どの子も授業が分かり、学習活動に参加している実感、達成感をもちながら、精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、生きる力をつけていくことをねらいとしている。そのシステムの構築のために、個人に必要な合理的配慮をしつつ、教育を着実に進めていく必要があると考えられている。

【か行】

学校運営協議会

保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、そのニーズを（迅速かつ的確に）学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域社会が一体になってよりよい教育の実現に取り組む仕組みのこと。

学校における働き方改革

教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることを目的として、学校における働き方の見直しを進める取組みのこと。

カリキュラム・マネジメント

教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともに、その改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

キャリア教育

子ども一人ひとりが将来への希望を持ち、社会で生きる力をつけるため、人間関係形成能力、情報活用能力、将来設計能力、意思決定能力を発達段階に応じて身につけるための教育のこと。

グローバル化

社会的あるいは経済的な関連が、これまでの国家や地域などの境界を越えて地球規模に拡大していること。

ゲストティーチャー

指導者として特別に学校に招いた一般の人々のこと。

現代的・社会的な課題

急激な社会の変化に伴い、人々が充実した社会生活を営んでいくために、自ら進んで学び、身につけることが望ましい課題のこと。例えば、インターネットやSNSが広く普及する中で、デジタルプラットフォームのようなインターネット上で取引行為を行うサービスも出てきており、その中で消費者が不利益を被る問題も発生している。また、近年多発する大規模災害や、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼす地球温暖化などの環境問題も課題となっている。

【さ行】

自己肯定感

長所も短所も含めて、ありのままの自分を受け入れ、自分の存在や価値を肯定する感覚や感情のこと。

自己有用感

他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚のこと。

自尊感情

自分自身を価値ある存在と認め大切に思う気持ちのこと。

生涯学習社会

「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会」（教育基本法第3条・生涯学習の理念より）のこと。

小中一貫教育

小・中学校の教職員が連携・協働して、義務教育9年間の子どもの成長を見通し、めざす子ども像（中学卒業時の姿）を共有して、一貫した授業づくりや生徒指導等、系統的な教育を行うこと。

情報モラル

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度のこと。

情報リテラシー

情報を使いこなす能力。パソコンなどのICT機器の操作だけでなく、氾濫する大量の情報の中から必要な情報を理解し、選択し、整理し、創造し、発信できる能力（情報の利活用能力）のこと。

食育

様々な経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現できる人を育てる教育のこと。

人生100年時代

平均寿命の伸びにより、100歳前後まで生きることが可能となる時代のこと。令和元年（2019年）12月に取りまとめられた「人生100年時代構想会議 中間報告」においては、「100年という長い期間をより充実したものとするためには、生涯にわたる学習が必要である」などが述べられており、生涯学習の重要性が一層高まっている。

スクールカウンセラー

いじめや不登校、暴力行為などへのきめ細かな対応を図るため、児童・生徒の心のケア、保護者・教職員のアドバイス等を行う公認心理師・臨床心理士のこと。

スクールガード・リーダー

警察官OB等を地域学校安全指導員として委嘱。学校の巡回指導や地域住民による通学路等における子どもの安全を見守る活動を行う「子ども安全見守り隊」等のボランティアに対する指導・助言を行う。

スクールソーシャルワーカー

教育分野に関する知識に加え、社会福祉などの専門的な知識や技術を持った人で、子どもたちが抱える課題についての状況や背景を見立て、その解決に向けて、福祉的な視点に立った環境改善に向けた支援を行うために、学校に配置又は派遣される。チーム支援体制を校内に構築し、役割分担や調整を行う。

スクールロイヤー

いじめや保護者とのトラブル等にかかる学校の説明責任、対応のあり方について、司法の観点からアセスメントを行い、解決に向けたアドバイスをする学校の教育活動に深い見識を持った弁護士のこと。

性的マイノリティ

「生物学的な性（からだの性）」と「性自認（こころの性）」が一致している人や、「性的指向」が異性に向いている人が多数派とされる一方で、これらにあてはまらない人々のこと。同性を好きになる女性（レズビアン、Lesbian）、同性を好きになる男性（ゲイ、Gay）、異性を好きになることもあれば同性を好きになることもある人（バイセクシュアル、Bisexual）、出生時に決定された性（からだの性）とは異なる性を自認する人（トランスジェンダー、Transgender）の各語の頭文字をとって、「LGBT」と表現され、LGBTは性的マイノリティの総称としても使われていることもあるが、LGBT以外にも、性的指向や性自認がはっきりしない人や揺れ動く人、あるいは性的指向や性自認をもたない人もいる。

相対的貧困

その国や地域の水準の中で比較して、大多数よりも貧しい状態のこと。具体的には、世帯の所得が、その国の等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない状態のことをいう。

【た行】

地域学校協働活動

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。例えば、子どもたちが地域に出て行って郷土学習を行ったり、地域住民とともに地域課題を解決したり、地域の行事に参画してともに地域づくりに関わるといった活動が挙げられる。

チームとしての学校

文部科学省が推奨する新しい学校像。校長のリーダーシップのもと、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源などが一体的にマネジメントされ、教職員や学校内外の多様な人材が、それぞれの専門性を活かして能力を発揮し、子どもたちに必要な資質・能力を確実に身につけさせることができる学校をさす。

超スマート社会（Society5.0）

ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータ等の新たな技術を社会生活のあらゆる場面に取り入れることで大きな変革をもたらす、経済発展と課題解決を両立していこうとする高度で新たな未来社会のことをいう。

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、人々に豊かさをもたらす「超スマート社会」のことであり、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、我が国がめざすべき未来社会の姿として提唱された。

【は行】

ビッグデータ

膨大なデジタルデータの集積のこと。ビッグデータには文字、数字、図表、画像、音声、動画など、様々なタイプのデータが含まれる。ビッグデータの解析から得た知見を、マーケティングなど企業経営や新しいビジネスの創造に活かそうという動きが活発化している。

プログラミング的思考／プログラミング教育

自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力のこと。なお、プログラミング的思考を育てる教育のことを、プログラミング教育という。

【ま行】

学びを支えるセーフティネット

貧困の世代間連鎖を断ち切るため、家庭の経済的事情等に関わらず、学びを断念することのないよう支援すること。

【ら行】

レファレンスサービス

図書館において、職員による調べものや図書資料の検索などの手助けのこと。

【数字／英字】

A I

“Artificial Intelligence（人工知能）”の略語で、言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を、人間に代わってコンピュータに行わせる技術のこと。

G I G Aスクール構想

1人1台の学習用タブレット端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたち一人ひとりに個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現すること。これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図り、教師、児童・生徒の力を最大限に引き出す。

ICT

“Information & Communication Technology（情報通信技術）の略語で、パソコンやスマートフォンを活用したコミュニケーションによる情報や知識の共有を図るための情報通信技術のこと。

SDGs

” Sustainable Development Goals ” の略称で、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」にて記載された令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標のこと。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。

SNS

“Social Networking Service ” の略称で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のウェブサイトのこと。Twitter、Facebookなどが知られている。

八尾市教育振興基本計画

～認め合い とともに生き 未来を切り拓く八尾の教育～^{ひら}

令和３年（２０２１年）３月発行

発行者：八尾市教育委員会事務局 教育政策課

〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目１番１号

TEL 072-924-3888 FAX 072-924-3892

刊行物番号 R2-246